

伊江村第5次総合計画

令和3年4月
伊江村

ごあいさつ



私たちの伊江村は、離島という地理的な不利性を先人の英知とたゆまぬ努力により克服してきました。これまで、個性豊かな自然環境、風土、歴史・文化等の魅力を活かし、第1次産業と観光を効果的に組み合わせることにより、地域の活性化を図ってきました。

本村では、昭和56年の第1次総合計画を皮切りに、地域経営の指針を策定し10年ごとのむらづくりを推進してきました。平成23年度を初年度に取り組んでまいりました第4次総合計画では、生活環境及び住宅政策をはじめ、子育て支援や福祉・健康の推進等、各種政策の計画的な推進に取り組み、自主・自立の行政運営のもとで着実な成果を上げ、本村の発展に寄与してまいりました。

一方で、社会情勢は今なお大きく変化しており、人口減少や少子高齢化社会の進展、持続可能な開発目標に対する意識の高まり、国際化・情報化に向けた超スマート社会への対応、そして地方分権のさらなる進展など地方自治体の役割や責務は多様性を帯びております。

また、離島で小規模町村である本村を取り巻く状況は、さらに厳しさを増しており、時代の変遷にあわせ多岐多様化する住民の行政需要に的確・迅速に対応し、健康で明るい豊かな村を標榜し邁進する為にはより柔軟で迅速な行政運営が求められています。

このような変革の中で、村民皆様の多種多様なニーズに応え、魅力ある村づくりを行うために、「伊江村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が一体となった、今後10年間の村政運営の根幹となる第5次総合計画を策定いたしました。

本計画では、村の基本理念「融和」「勤労」「躍進」を軸とし、『自然豊かな環境で誇りを持って、みんなが協働し、活気あふれる村』を将来像に掲げ、分野別に6つの基本目標を設定し、村民が自立して互いに助け合いながら健康で、学び、働き、子どもを育て心豊かに暮らし続けられる村を目指し、協働によるむらづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定に際し、多大なるご尽力を賜りました振興計画審議会委員をはじめ、地域懇談会や村民アンケートなどを通して、貴重なご意見を寄せていただきました村民皆様と関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

今後も、村民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、豊かな生活が送れるよう本計画の推進を図り、『自然豊かな環境で誇りを持って、みんなが協働し、活気あふれる村』の実現に取り組んでまいります。村民各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年4月

伊江村長 島袋 秀幸

目 次

はじめに

計画策定の趣旨	1
計画の位置づけ	2
計画の構成と期間	3
伊江村を取り巻く社会動向	4
伊江村の概要	6
(1) 人口動向分析	6
(2) 村の土地利用	8
(3) 村の産業	8
(4) 村民の意向	9

基本構想

村の将来像	13
将来人口	13
将来土地利用構想	14
分野の展望	16

基本計画

第1章 産業・雇用	24
第1節 農業の振興	24
第2節 漁業の振興	27
第3節 製造加工業の振興	29
第4節 商業の振興	31
第5節 観光の振興	33
第6節 雇用・労働環境	35
第2章 教育・生涯学習	37
第1節 幼児教育	37
第2節 学校教育	39
第3節 家庭・地域の子育て環境	41
第4節 生涯学習	43
第5節 社会体育	45
第6節 国際・国内交流	47
第7節 文化芸術	49
第3章 健康・福祉	51
第1節 子育て支援・保育	51
第2節 高齢者支援	53
第3節 障がい者支援	55

第4節 健康増進	57
第5節 医療の維持確保	59
第6節 生活支援	61
第4章 環境	63
第1節 環境教育	63
第2節 水環境の保全（海的环境保全）	65
第3節 資源循環・環境産業	67
第5章 生活・安全	69
第1節 消防・救急	69
第2節 防災	71
第3節 交通安全・防犯	73
第4節 上水道	75
第5節 村民の移動円滑化	77
第6節 島内交通基盤の充実	79
第7節 住環境	81
第6章 協働・地域	83
第1節 情報基盤の充実	83
第2節 新しい公共	85
第3節 効率的・効果的な行政経営	87
第4節 米軍用地対応	89

リーディングプロジェクト

<u>リーディングプロジェクトの位置づけ</u>	91
<u>1. 産業振興プロジェクト ～地域に根差した産業づくり～</u>	92
<u>2. Welcome いーかも いーしま いーじま プロジェクト</u>	93
<u>3. 出産・子育て・教育・イエ“愛”ランドプロジェクト</u>	95
<u>4. 住むだけで自然に「健康（幸）」になれる島プロジェクト</u>	98

付属資料

総合計画用語集	100
伊江村振興計画審議会条例	107
伊江村振興計画審議会委員	109
伊江村第5次総合計画の策定について（諮問）	110
伊江村第5次総合計画について（答申）	111
伊江村第5次総合計画策定フロー	112



はじめに

計画策定の趣旨

本村の「伊江村第4次総合計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）策定から10年が経過し、社会情勢の変化とともに新たな課題への対応が求められています。

第4次総合計画期間は、東日本大震災という未曾有の大災害の発生や甚大な台風被害等、自然の驚異を改めて感じた時代でした。一方でインバウンド観光の急拡大等経済を後押しする流れもあり、直近の6年以上は戦後最長の景気拡大ともなりました。そして2020年、世界規模の感染症の発生により先行きの見通しが効かなくなり、長期的な経済への影響が懸念されています。

このように第5次総合計画は想定外の厳しい環境からのスタートとなりますが、このような状況下、多くの人々が新しい価値観、新しい働き方、新しい暮らしの形、新しい教育の形の必要性等に気づき始めており、これらを背景として国が進めるICT等、Society5.0実現の動きが加速する可能性も出てきました。

また、行政経営としても、第4次総合計画期間にはPFIをはじめとする民間資金・ノウハウの活用という新しい形の公民連携が全国で急速に進み、行政が担うべき（実質的に担える）領域を明確化し、公共施設整備のみならず、サービス領域への民間事業者の参画を促すことが求められます。第2期総合戦略でも、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の地方創生推進交付金との併用が強く求められており、地域外の企業との資金面での連携等も視野に入れることが必要となっています。

その他、世界的な取り組みとして、「誰も取り残さない」をモットーに経済・社会・環境の3つの側面から持続可能な社会の実現を目指すSDGsがあり、第5次総合計画期間の最終年度である2030年度は、SDGsの目標年である2030年と一致しており、伊江村においてもこの世界的な取り組みと足並みをそろえることが求められます。また、SDGsに向けた企業活動を後押しする「ESG投資」も世界で規模が拡大する中、日本政府も公的年金基金のESG投資での運用規模を拡大させており、地域経済活性化を考える上でSDGs、ESG投資は無視できない存在となっています。

第5次計画の10年間は、想定外の困難を前提としつつも、希望ある変化の兆しを捉えながら地域を経営することが求められる時代と考えます。

◆持続可能な開発目標SDGs（Sustainable Development Goals）とは◆

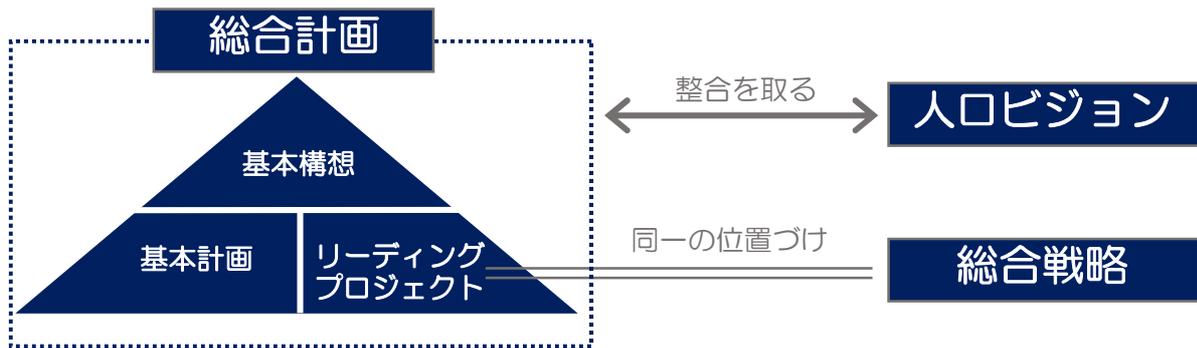
SDGsとは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

日本としても積極的に取り組んでいます。



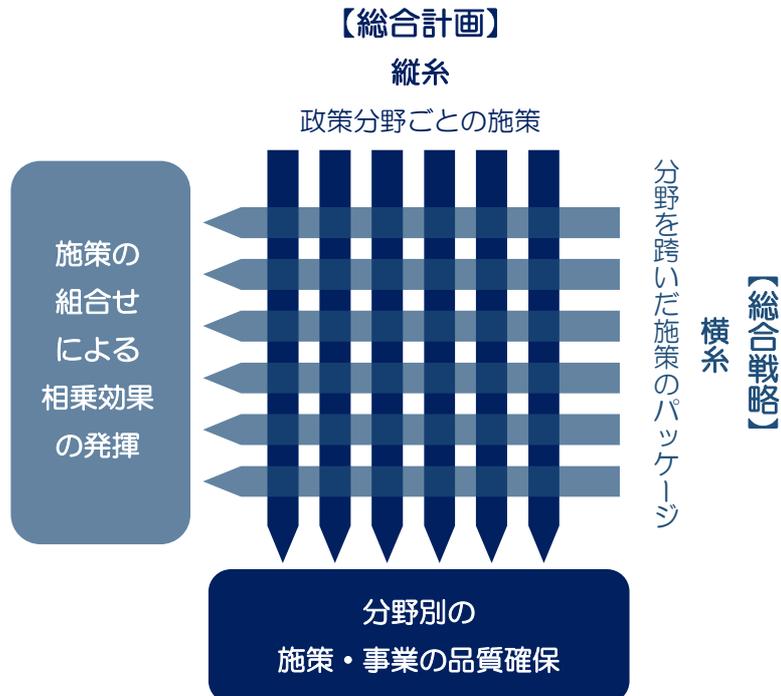
計画の位置づけ

総合計画は、行政経営を計画的に推進していくための方針を示す計画であり、各分野において本村が目指すべき将来像と、それを見据えて進めていくべき取り組みを設定する指針です。本計画は、基本構想、基本計画、リーディングプロジェクトで構成され、本計画は人口ビジョンで掲げる目標と整合を取り、リーディングプロジェクトは本村の総合戦略として位置付けます。



■リーディングプロジェクトについて

リーディングプロジェクト（総合戦略）は、地域経営の最上位計画として、行政活動の質をマネジメントする「村の経営方針」となり、リーディングプロジェクトは、総合計画の施策群の中から選ばれた取り組みと、より効果的な目標達成のための起爆剤（交付金事業等）を組合せた「分野横断型政策パッケージ」として位置づけ、連携することにより、縦系と横系のように一体的に運用されてこそ効果を発揮するものと考えます。



計画の構成と期間

【基本構想】

基本構想は、伊江村の将来像や各分野の展望を掲げ、これらを実現するための取り組みの方向性を示すものです。目標期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）とします。

【基本計画】

基本計画は、基本構想で掲げている展望や取り組みの方向性を受けて、施策毎の目標像や取り組み方針、具体的な取り組みを示すものです。本計画の計画期間は前期計画として、令和3年度（2021年度）から、令和7年度（2025年度）までの5年間とし、その後、令和8年度（2026年度）から、令和12年度（2030年度）までの5年間の後期計画の策定を行います。前期基本計画では、初回は2年、以降1年ごとに見直しを図ります。

【リーディングプロジェクト】

リーディングプロジェクトは、基本計画で示される具体的な取り組みの中で、分野や施策を超え横断的且つ一体的に運用することで相乗効果を発揮させるものです。計画期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）とします。



伊江村を取り巻く社会動向

【人口に関する動向】

我が国の少子高齢化は進む一方で、人口減少も進んでいくため、高齢比率は長期にわたり上昇すると予想される中、社会保障制度と財政への悪影響が懸念されています。

一方、情報通信技術の導入推進によるテレワークをはじめとする多様な働き方の推進や、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとした地方回帰の受け入れ支援等、地方の定住人口及び関係人口の増加に取り組んでいます。

【産業に関する動向】

わが国では、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動が低迷し、感染症の動向が不透明な状況が続いている中、新たな生活様式や経済活動等、ニューノーマルへの転換が求められています。

農業の分野では、感染症の影響による需要の変化への対応や、高齢化による農家数の減少等、多くの課題を抱える一方、食の品質への関心が高まり、伊江村製品の安全・安心で付加価値の高いブランド品として、国内外への需要拡大が期待されます。

漁業の分野では、全国的に食生活の変化による水産物需要の減少が見られると同時に、高齢化による漁業者の減少が進む等、厳しい状況が続いている中、漁業者が漁業活動を長く続けられる環境の整備や水産物の高付加価値化、新たな加工食品の研究開発等、課題解決への努力が続けられています。

製造加工業の分野では、製品の現地調達からオンラインでの販売が中心となり、ネット販売等の新たな販路の拡大や、製品 PR、新たな需要を捉えるためのマーケティング等を行うことが重要となっています。

観光の分野では、全国的に感染症による観光客の減少は、観光業・商業・飲食業に大打撃を与え、県内では大型商業施設の進展により商品の低価格化が進んでいる一方、近場での観光等のニューノーマルな観光需要への対応や、キャッシュレスの推進等の ICT の利活用が求められています。

【子育て・教育・生涯学習に関する動向】

幼児教育・保育の無償化が幼稚園・保育所・認定こども園等まで拡大し、幼児教育に対する支援が進んでいる一方、少子化、核家族化、情報化等の社会の変化による意欲関心や集中力の低下等、教育力の低下が問題視され、家庭・地域社会・行政が連携し道徳性を培うことが重要視されています。

学校教育も同様、社会の変化による教育環境の弱体化が問題視され、学校・家庭・地域社会が教育に対する共通認識を持ち、それぞれの役割を明確化し、それぞれが子どもと向かい合うために支え合うことが求められています。また、グローバル化や情報通信技術化等、急速な社会の変化に対応することが求められ、国際教育や ICT 教育、アクティブラーニング等の教育カリキュラムの導入が行われています。

【健康・福祉に関する動向】

全国的な高齢化による社会保障費の増大や、生産年齢人口の減少により、健康・福祉サービスの安定維持が求められており、国では「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を目指し、住民と行政の協働での健康づくりへの取り組みを推進している中、生活習慣病予防や介護予防等、国民の日頃からの健康寿命対策と社会保障費への負担削減、そして、誰もが必要なときに必要な医療・福祉サービスが受けられる体制づくりが求められています。

【安全な暮らし】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災等、各地で発生した局地的な地震・豪雨・台風等の大規模災害により「災害対策基本法」の改正が行われ、各地域での災害対策・防災の在り方の見直しが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、災害発生時の感染予防対策等、避難所の在り方の見直しも求められています。

【快適な社会環境】

あらゆる分野において情報通信技術の活用が推進されており、新型コロナウイルス感染症の発生をきっかけに医療や行政、教育等の場面でのオンライン通話の活用等、生活基盤として ICT の利活用が急速に求められています。

また、高齢者ドライバーの免許返納が推奨され、自動運転技術やMa a Sの導入による公共交通の円滑化や交通弱者に優しい環境づくりも求められています。

その他、近年多発している異常気象や地球温暖化による生活環境の悪化を防ぐべく、国が掲げている「温室効果ガス 2050 年実質ゼロ」に向け、再生可能エネルギーの導入等による持続可能な脱炭素・循環型社会の構築が求められています。

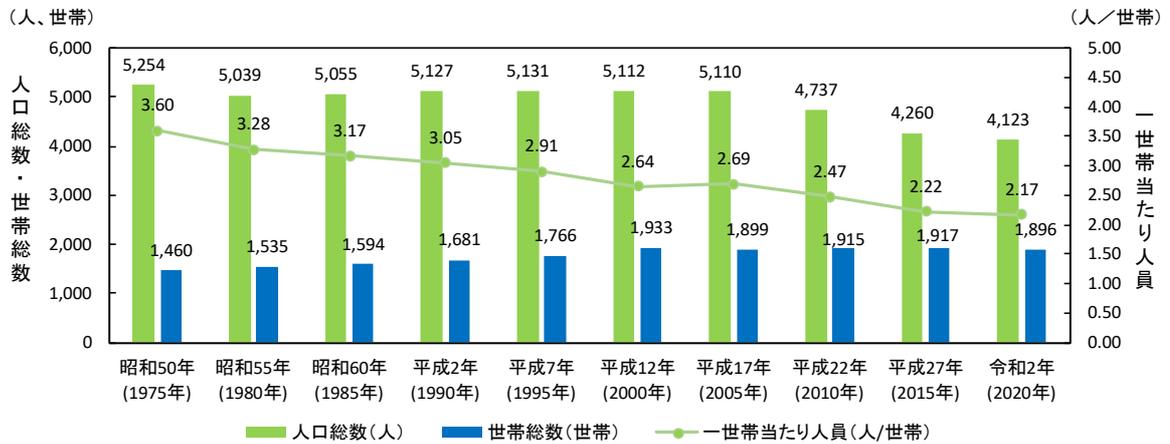
【協働のまちづくりに関する動向】

全国において、行政の経済的投資により社会問題の解決及び社会の発展を進めることが難しくなっている一方、各地域が誇るべき文化や価値観の在り方についても重要視されています。こうした中、現場の実情がよくわかる地域住民やNPO、様々なノウハウを持っている民間企業との協力により、各地域の特性に即した行政だけでは届かない領域まで地域づくりを行う公共の在り方が求められています。

伊江村の概要

(1) 人口動向分析

① 人口総数・世帯数の推移



	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
人口総数(人)	5,254	5,039	5,055	5,127	5,131	5,112	5,110	4,737	4,260	4,123
人口増加率 (%)	-10.1	-4.1	0.3	1.4	0.1	-0.4	0.0	-7.3	-10.1	-3.2
男性(人)	2,489	2,414	2,472	2,506	2,535	2,574	2,562	2,389	2,161	2,074
女性(人)	2,765	2,625	2,583	2,621	2,596	2,538	2,548	2,348	2,099	2,049
世帯総数 (世帯)	1,460	1,535	1,594	1,681	1,766	1,933	1,899	1,915	1,917	1,896
世帯増加率 (%)	0.0	5.1	3.8	5.5	5.1	9.5	-1.8	0.8	0.1	-1.1
一世帯当たり 人員(人/世帯)	3.60	3.28	3.17	3.05	2.91	2.64	2.69	2.47	2.22	2.17

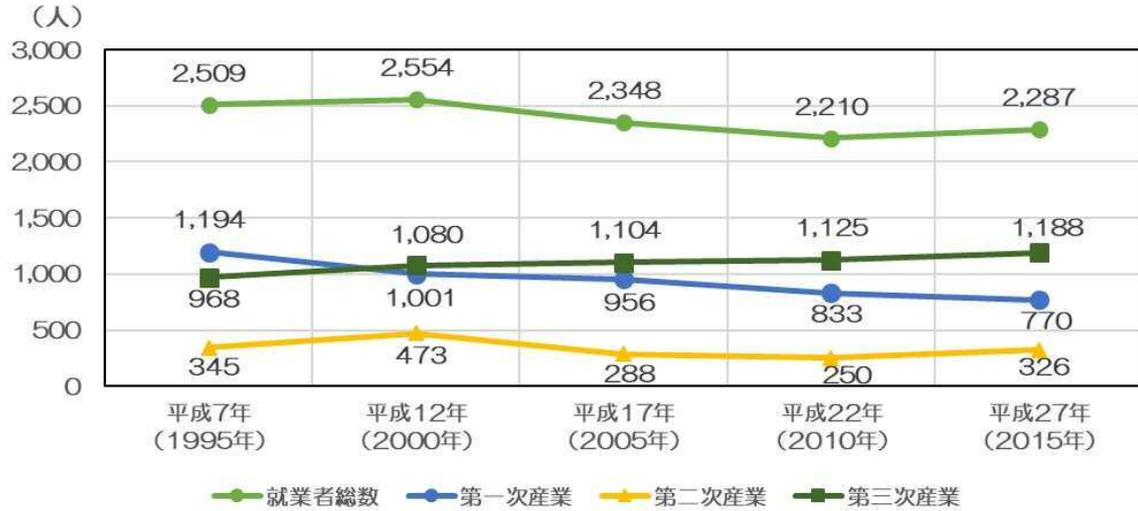
資料:総務省統計局「国勢調査」

※R2については速報値を使用しており、変動する可能性がある

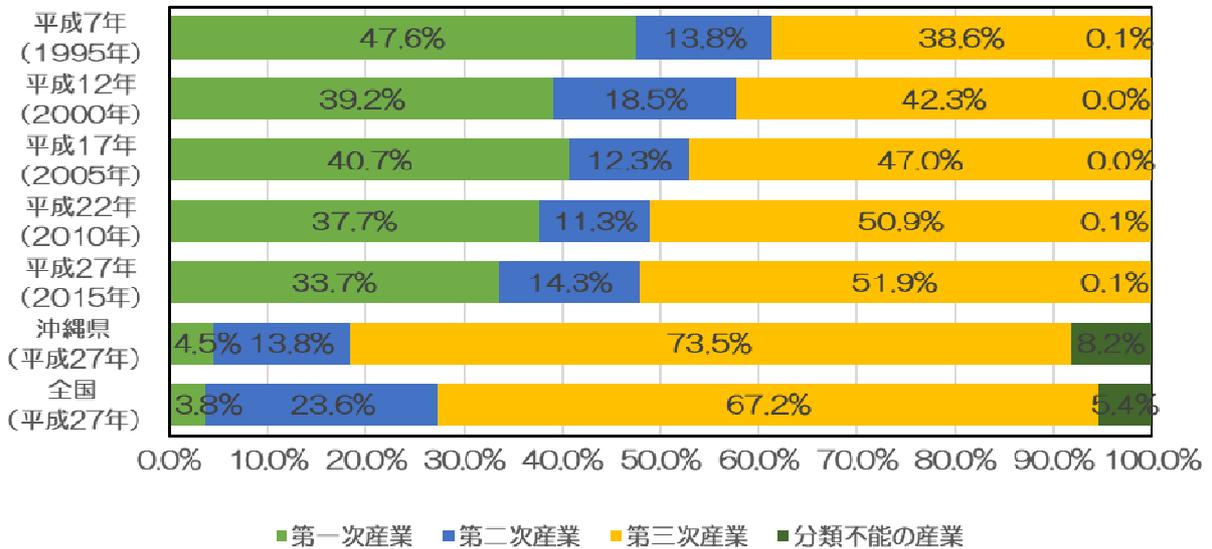
② 産業（3部門）別就業者数・構成比の推移

国勢調査による就業者総数は平成22年（2010年）まで減少傾向にあったが、平成27年（2015年）は増加し2,287人となっている。産業（3部門）別就業者数でみると、第一次産業で減少、第三次産業で増加の傾向が続いており、第二次産業では平成27年に増加している。

平成27年の第一次産業人口は770人（33.7%）、第二次産業人口は326人（14.3%）、第三次産業人口は1,188人（51.9%）であり、沖縄県や全国と比較し、第一次産業人口の占める割合が大きい特徴を有している。



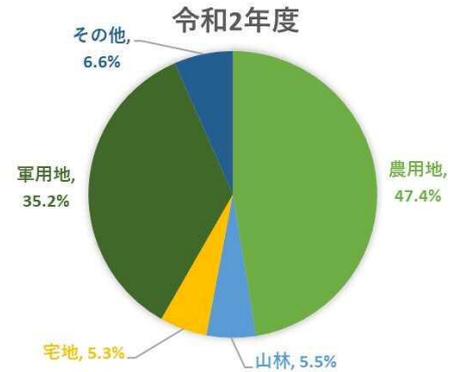
資料：総務省統計局「国勢調査」



資料：総務省統計局「国勢調査」

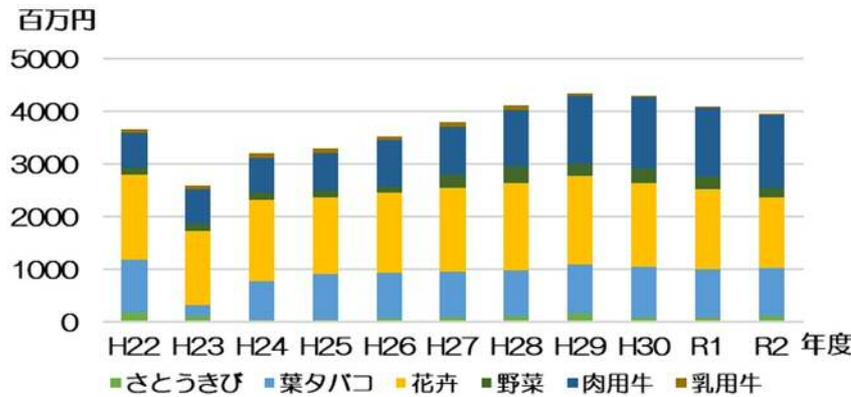
(2) 村の土地利用

地目	面積 (ha)	総面積	農用地	山林原野	宅地	軍用地	その他			(道路等)
							演習地	飛行場	その他	
R2年	2,278	1,080	126	121	801	327	12	462	150	
	比率 (%)	100.0	47.4	5.5	5.3	35.2	14.4	0.5	20.3	6.6

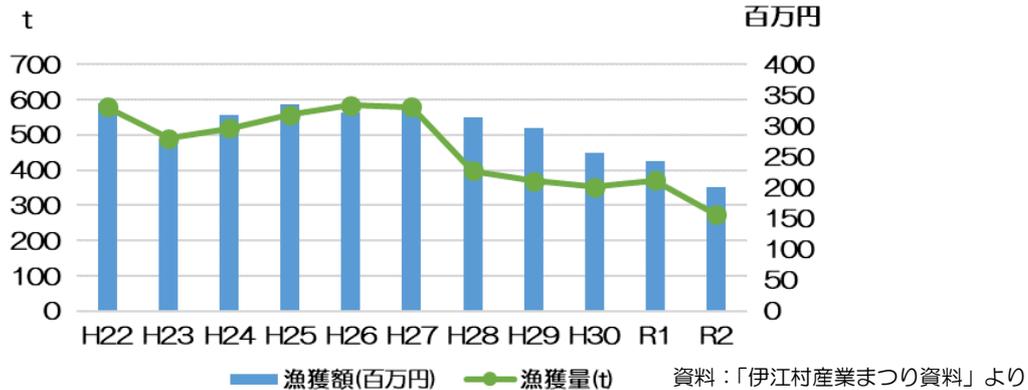


(3) 村の産業

■ 農業生産額の推移



■ 漁獲量・漁獲額の推移



■ 製造業の推移

	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)	粗付加価値額(万円)
H22	6	41	39,944	25,247
H23	7	63	85,382	47,357
H24	7	48	80,973	53,130
H25	8	64	60,040	38,406
H26	7	61	66,446	39,709
H27	10	101	103,790	47,918
H28	8	71	53,758	21,106
H29	8	99	72,852	17,791
H30	7	93	82,976	29,640

資料：工業統計調査

(4) 村民の意向

① アンケート調査の概要

調査地域	伊江村全域
調査対象	村内の全世帯
配布対象数	1785 世帯
調査方法	各区長を通じて配布・回収
調査時期	令和2年7月 ~ 8月
配布回収結果	1,197 票回収 回収率 67.1%

② 調査結果概要

■ 今後の居住意向

アンケート回答者のうち、90.5%が、これからも伊江村に住んでいたいと回答しています。

■ これからも伊江村に住んでいたい理由

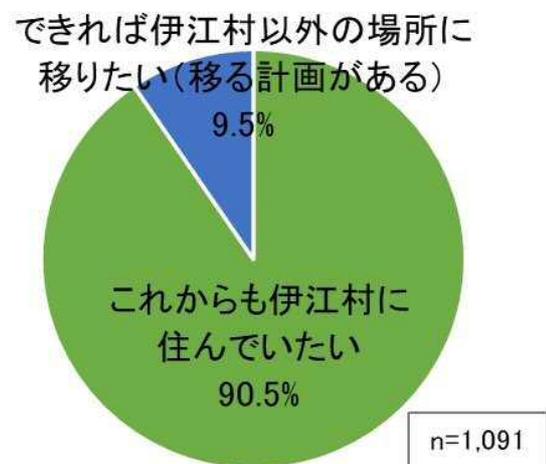
これからも伊江村に住んでいたい理由として「自然環境がいいから」が最も多く、次いで「治安がいいから」、「やりがいのある仕事があったから」が多くなっています。

■ 伊江村以外に移りたい（移る計画がある）理由

伊江村以外に移りたい（移る計画がある）理由として「医療の体制や施設に不安を感じるから」が最も多く、次いで「日常の買い物が不便だから」が多くなっています。

■ 村の将来イメージについて

村の将来イメージに近い言葉について、「活気あふれる」が最も多く、次いで「自然豊かな」、「助け合う」が多くなっています。



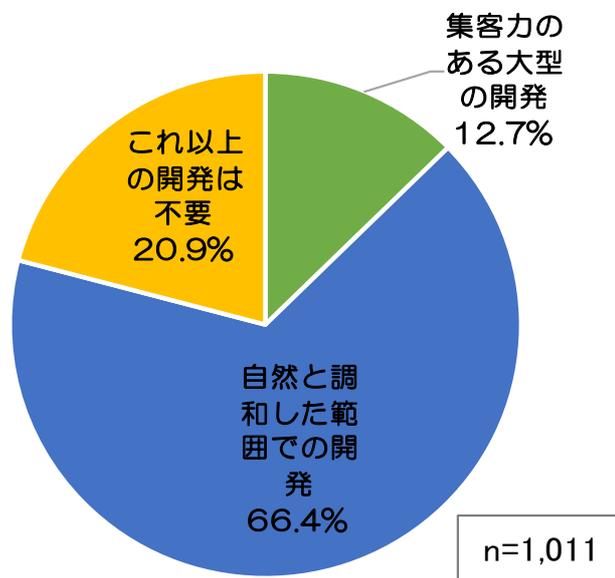
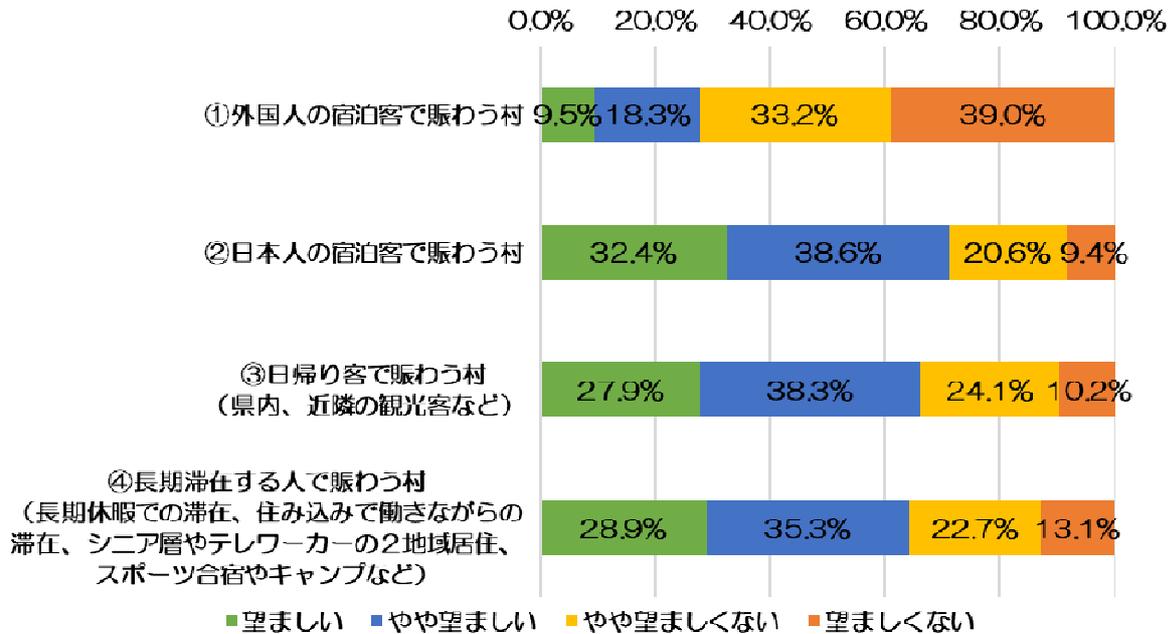
■ 基本構想の各分野の中で最も重要だと思われる施策

施策		回答数	割合	順位
①産業・雇用分野	1次産業の振興(農業、漁業)	694	35.3%	1位
	2次産業の振興(製造加工業)	312	15.9%	4位
	3次産業の振興(商業、観光)	372	18.9%	3位
	雇用・労働環境	589	29.9%	2位
	計	1967	100.0%	
	無回答	113		
②教育・生涯学習分野	幼児教育	199	10.4%	5位
	学校教育	392	20.5%	1位
	子供の生活環境の充実	389	20.4%	2位
	家庭・地域教育	291	15.2%	3位
	生涯学習	191	10.0%	9位
	社会教育	202	10.6%	4位
	国際・国内交流	136	7.1%	7位
	文化芸術	111	5.8%	8位
	計	1911	100.0%	
	無回答	151		
③健康・福祉分野	子育て支援・保育	404	19.8%	3位
	高齢者支援	513	25.1%	2位
	健康増進	200	9.8%	5位
	医療の維持確保	683	33.4%	1位
	生活支援	243	11.9%	4位
	計	2043	100.0%	
	無回答	93		
④環境分野	環境教育	520	29.1%	3位
	水環境の保全(海の環境保全)	652	36.5%	1位
	資源循環・環境産業	613	34.3%	2位
	計	1785	100.0%	
	無回答	163		
⑤生活・安全分野	消防・救急	533	27.3%	1位
	防災	122	6.3%	7位
	交通安全・防犯	234	12.0%	5位
	上下水道	271	13.9%	3位
	村民の移動円滑化(島外交通)	387	19.9%	2位
	島内交通基盤の充実	159	8.2%	6位
	住環境	243	12.5%	4位
	計	1949	100.0%	
	無回答	127		
⑥協働・地域分野	情報基盤の充実	445	24.6%	3位
	新しい公共(村民・行政が連携した地域づくり)	579	32.0%	2位
	効率的・効果的な行政経営	588	32.5%	1位
	米軍用地対応	198	10.9%	4位
	計	1810	100.0%	
	無回答	169		

■ これからのむらづくりにおける観光の在り方について

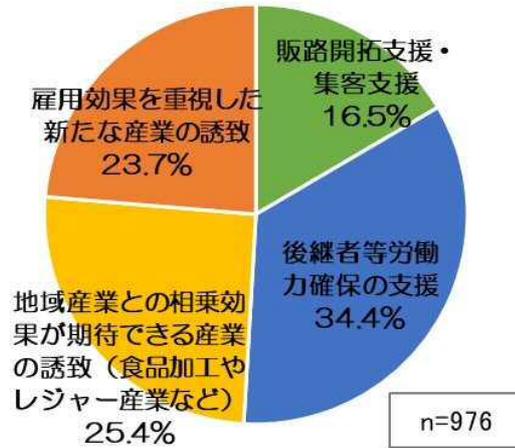
アンケート回答者のうち 30%以上が、これからの観光の在り方について「日本人の宿泊客で賑わう村」が望ましいと回答しています。

また、アンケート回答者のうち 66.4%が、観光振興のための環境整備の在り方について「自然と調和した範囲での開発」が望ましいと回答しています。



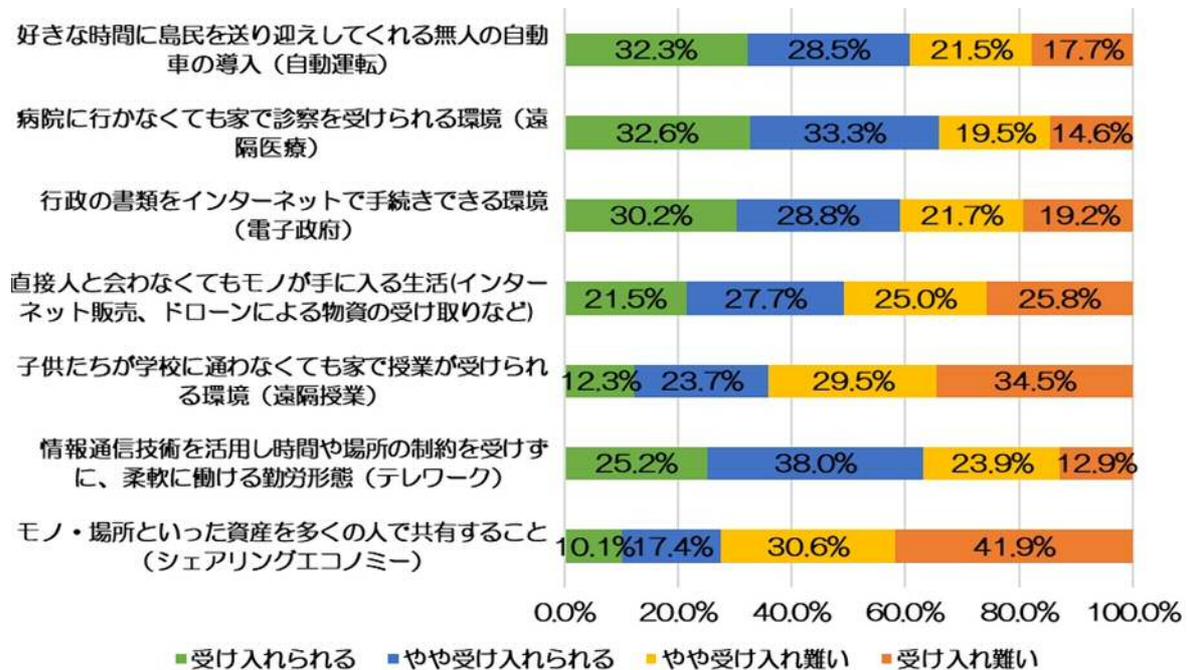
■ これからのむらづくりにおける産業の在り方について

アンケート回答者のうち 30%以上が、長期的視点での産業において「後継者等労働力確保の支援」に力を入れるべきと回答しています。



■ これからのむらづくりにおける社会システムの変化への受け入れについて

むらづくりにおいて受け入れられる社会システムへの変化は、「病院に行かなくても家で診察を受けられる環境 (遠隔医療)」が最も多く、次いで「好きな時間に島民を送り迎えしてくれる無人の自動車の導入 (自動運転)」、「行政の書類をインターネットで手続きできる環境 (電子政府)」が多くなっています。



基本構想

村の将来像

『自然豊かな環境で誇りを持って、 みんなが協働し、活気あふれる村』

村民が自律して互いに助け合いながら、健康で、学び、働き、子どもを育て、心豊かに暮らし続けられるむらづくりを進めます。

先人から受け継いできた自然や文化と調和した持続可能な村民の活動が村の活力を高め、誇りをもって暮らし続けられる村を目指します。

将来人口

本村では、近年人口の緩やかな減少が続いており、特に年少人口の減少傾向が大きくなってきています。

今後も、さらなる高齢化や人口減少が避けられない時代となりますが、定住を左右する大きな要因となる雇用を確保するために、島の特産資源を活かしつつ観光をきっかけとした地域内産業の連携と活性化を推進することで、村出身の若者が帰りやすく、村外の人も移り住みやすい環境を整えます。

また、出産・子育ての支援や伊江村ならではの教育の充実により未来を担う子ども達を村ぐるみで育てていきます。

誇りを持って住み続けられる村づくりを展開することで人口減少に歯止めをかけ、西暦2060年（令和42年）の将来人口を概ね5,000人と設定します。

西暦2060年(令和42年)の人口=概ね5,000人

■第5次総合計画における「人口の将来展望」

「国の長期ビジョン」を基本としているため、将来人口の対象期間を2060年と設定しています。

第1次伊江村まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン・総合戦略」では人口の将来展望として2020（令和2）年に4,291人、2030（令和12）年に3,999人、2040（令和22）年に4,385人、2060（令和42）年5,023人と設定しております。

将来土地利用構想

自然と暮らしの共生が図られてきた土地利用の方向性を踏まえつつ、観光交流をはじめとする取り組みの充実を図るための拠点を位置づけ、村の自律的な発展を支える土地活用を目指します。

この構想では、土地利用の基盤となる各環境保全整備区域の土地利用の方向性ととともに、島内に点在する優れた観光資源を中心に、ソフト・ハード両面で積極的な活用を図ることが望まれる観光拠点と、それらを結び島の観光を活性化させるためのネットワークのあり方を示しています。

土地利用構想の目標像

村民の生活を支える社会基盤としての土地利用と、来訪者の滞在を支える観光資源としての土地利用が調和し、村内の資源が効果的に活用されている。

■環境保全整備区域等の土地利用

① 緑地・海岸環境保全整備区域

村の景観の骨格を形成し、緑のネットワークを形成しているこの整備区域においては、これまで海岸防風防潮林を整備するとともに、苗木の植栽、育成を行ってきました。今後も、これらの基盤を有効に活用するための維持管理の充実を図りながら、島の緑や優れた海岸景観の保全に努めていきます。

② 農業環境保全整備区域

村の産業を支える農業を中心とした土地利用のこの整備区域においては、地下ダム整備による農業用水の確保が進められるとともに、農産物加工施設や施設園芸作物用施設、黒糖工場が整備され、村の基幹産業である農業を支える環境が整ってきました。今後はこれらの農業基盤環境を有効に活用しながら新たなニーズに応えられる農業を展開しつつ、環境との調和、景観との調和が実現した農地の保全を進めていきます。

③ 居住環境保全整備区域

安全で快適な村民の暮らしを支えるこの整備区域では、集落排水施設の整備が進められて、環境への負荷の少ない居住環境の充実が図られてきました。今後は生活環境の質の向上と観光面での魅力向上のため、屋敷林の保全や整備等による景観向上や、気候風土に合わせた快適な生活環境づくりを進めていきます。

④ 観光・レクリエーション環境整備保全区域

伊江島の環境を活かしながら、集中的に観光の機能強化を図るこの整備区域では、観光客の滞在機能の強化やビーチを中心としたレクリエーション機能の強化、イベント機能の強化等が図られてきました。今後は温暖な気候を活かしたスポーツ・レクリエーション等機能の強化とともに、観光資源のネットワークの強化を進めていきます。

⑤ 軍用地区域

軍用地区域については国の動向を注視しつつ、今後も米軍基地内の土壤環境の保全に努め、将来の軍用地の返還後の活用に備えていきます。

■観光拠点の活用戦略

観光客の島内の移動環境を踏まえ、観光の魅力を最大限に発揮するために、「歩いて楽しむ」を基本とした7箇所の観光拠点を位置づけます。

各拠点では、それぞれの強みを活かしながら、歩いて楽しめる範囲を目安に観光資源の再発見や景観整備、環境整備等、集中的な活用を誘導していきます。

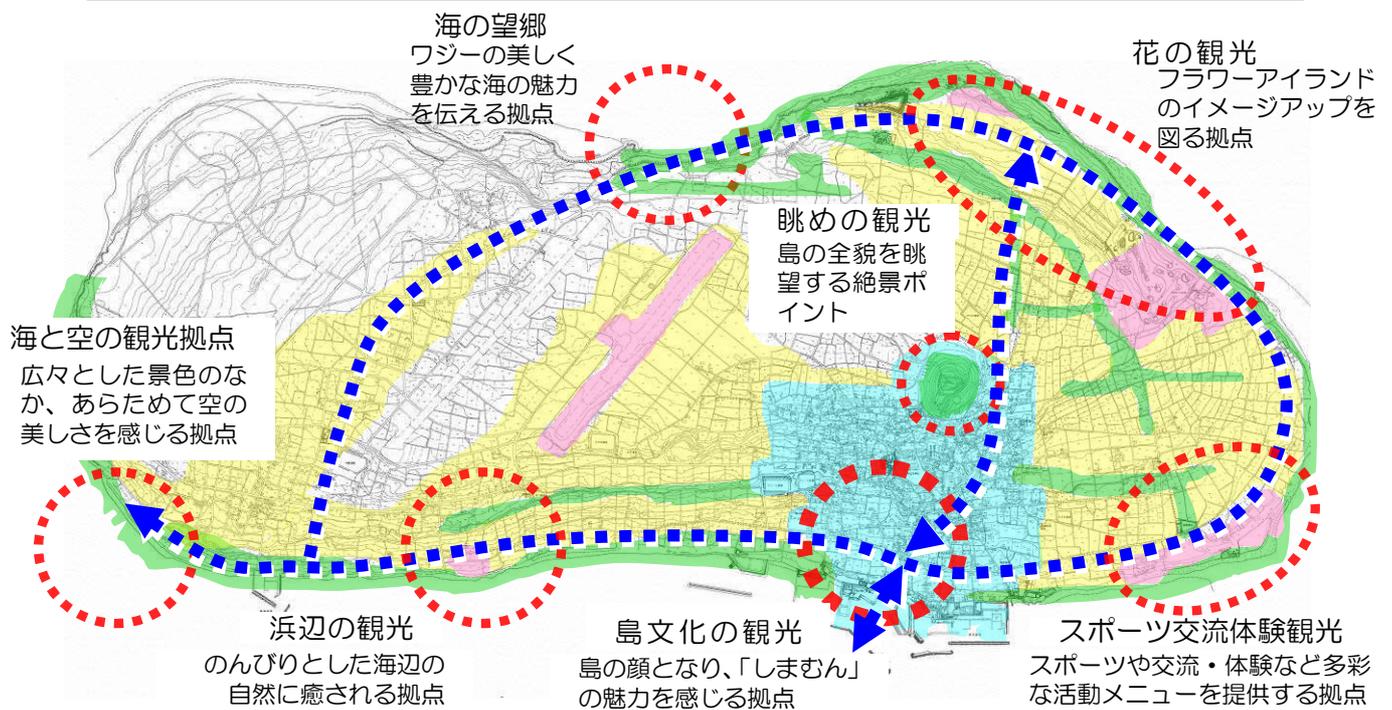
また、拠点間の距離も1 kmから2 kmとなるように設定し、自転車や徒歩で移動しながら楽しめる環境を整えていきます。

<島文化の観光拠点について>

島文化の観光拠点は、観光客のアクセスポイントであり、島の顔となる最重要拠点として位置づけます。地域との協働により、食、生活、景観等から「しまむん」の魅力を感じられる拠点とすることを目指します。

■観光ネットワークの活用戦略

豊かな自然が魅力の伊江島で、環境と調和した観光を楽しめるよう、歩いて、自転車で、その他環境に配慮した交通手段で、ゆっくりと島を巡れるネットワークの活用を図ります。島の自然に溶け込み、文化を味わい、景色を楽しみながら、心も体も健康になれる観光を目指して、道路だけでなく沿道の農林業景観の形成や、癒しの沿道景観づくりを村民との協働により進めていきます。



凡 例			
	緑地・海岸環境保全整備区域		観光拠点
	農業環境保全整備区域		観光ネットワーク
	居住環境保全整備区域		
	観光・レクリエーション環境保全整備区域		
	軍用地区		

分野の展望

【産業・雇用分野の展望】 地域の魅力を活かして働き続けられる村

10年後の伊江村は…

新たな生産技術の活用と地域産業の連携により、しまむんの魅力が活かされた特産加工品が充実し、国内外の人がその魅力を楽しんでいます。

生活様式の変化をきっかけに普及した情報技術を活用し、多様化した消費者のニーズを捉えた新たな仕事が生み出され、新たな担い手から熟練者まで幅広い村民が活躍できる村になっています。

<取り組みの方向性>

- 既存産業の活性化を図りつつ、農業・水産業の新たな技術の導入や農水商工の連携強化による加工品開発など地域資源の高付加価値化を図るとともに、国内外を視野に入れた販路開拓を進め地域の経済基盤強化を図ります。
- 仕事と観光を兼ねた長期滞在など、新たな生活様式に対応した多様な滞在型観光や日帰り観光の魅力を高めつつ、多くの人に伊江島の魅力を知ってもらうことで、通年の観光安定化を図るとともに観光をきっかけとした新たな産業の育成を目指します。
- 新たな産業の振興により働く機会の拡大と多角化を図り、Iターン、Uターンを柔軟に受け入れられる環境づくりを目指します。



【教育・生涯学習分野の展望】 自ら学ぶことを楽しみ、地域で学びあう村

10年後の伊江村は…

地域の中で子どもから大人までが自ら学びあう中で、一人ひとりが学ぶ楽しさを感じるとともに地域への理解を深めています。

子どもたちは一人ひとりの成長に合わせたキャリア教育を受けることで自信と探求心が養われ、変化する社会で活躍するための力を身につけています。

また、スポーツや国際交流を通じて村内外の人たちとのコミュニケーションが充実し、健康で心豊かに暮らしています。

このような幅広い学びと体験を通じて、伊江村が培ってきた歴史・文化・伝統が次世代へ伝わっています。

<取り組みの方向性>

- 15歳で島を離れて生活する伊江村の子どもたちが、社会に出ても自分に自信が持てるように、健やかな体、豊かな心、確かな学力を、一人ひとりの発達段階に応じてバランスよく育み、自分で考え行動できる子どもを育てます。
- 伊江村の子どもたちが、島の豊かな自然や歴史、伝統文化を深く理解し、島外の子もたちとのふれあいの機会も活かしながら、郷土に愛着と誇りを持てる教育を進めます。
- 村民一人ひとりが自分に合ったスポーツを楽しめる環境を充実させることで、幅広いコミュニケーションを促し、体と心の健康増進を目指します。
- 生涯にわたり学ぶことを楽しめる探求心を養うことで、子どもから大人まで全ての村民が互いに学びあい、むらづくりにかかわりながら、大人から子どもへ、そして未来の世代へ、沖縄の歴史を学び島の歴史を伝え平和の大切さを継承していきます。



【健康・福祉分野の展望】 心も体も健やかに、誰もがいきいきと暮らせる村

10年後の伊江村は…

村民は自らの健康に関心を持っており、村内には日常的に健康づくりに取り組める環境が整うとともに、不安なときにはいつでも受診・相談でき、必要な支援を受けられる環境が整っています。

このような一人ひとりの健康を基盤に、誰もがそれぞれの立場を尊重しあい、互いに助け合うことで心も体も健やかに暮らしています。

<取り組みの方向性>

- お互いの立場を尊重したコミュニティのなかで、互いに助け合いながら、誰一人取り残さずに、子どもから大人まで誰もが安心して暮らせる村を目指します。
- 村民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、日頃から積極的に健康づくりに取り組むことで、健康長寿の村を目指します。
- 新たな情報技術も活用した広域的な医療の連携強化のもと、医療・福祉を支える人材の確保や体制を構築し、健康に関する不安がなく暮らせる村を目指します。



【環境分野の展望】 持続可能な暮らしで島の魅力を未来にひきつぐ村

10年後の伊江村は…

村民が伊江村の環境の大切さを感じ、子どもたちや訪れる人たちにその魅力を伝えており、自然環境と共生し、活用することで地域の活力が生まれています。

また、村民が、きれいな海と衛生的な生活環境を守ることや、廃棄物の量を減らし資源として適切な活用や処理をすることが、伊江村だけでなく世界の環境を守ることに繋がることが理解しており、持続可能な資源循環型の島となっています。

＜取り組みの方向性＞

- 村民にとって見過ごしてしまいがちな、伊江島の環境の価値を再認識するとともに、世界の環境にも目を向け、自分たちの生活と自然環境とのかかわりについて理解を深めていきます。
- 日常生活や産業活動において資源循環に配慮して自然環境の保全に取り組み、持続的に島の環境の価値を次世代に伝えていきます。
- 村の環境の価値を産業や観光において適切に活用して村の振興を図り、環境・経済・社会の好循環を目指します。



【生活・安全分野の展望】 資源を活かし暮らしの安全と快適を守る村

10年後の伊江村は…

村民は大人から子どもまで、災害や感染症、事故や事件等、身の回りの危険から身を守るための術を知っており、互いに助け合い、行政と連携することで安全な生活環境を維持しています。

また、暮らしを支える上で欠かせない交通や衛生、通信等の基盤が整うとともに、教育や福祉等のサービスを提供する環境も整っており、それぞれの生活スタイルに合わせて快適に暮らしています。

＜取り組みの方向性＞

- 村民へ消防・救急・防災に関する知識や技術の普及啓発を進め、自助・共助の意識を高めていくとともに、離島という地域特性、地域特有の気象条件、激甚化する災害、経験したことの無い感染症の拡大など、予測が難しい事態にも柔軟に対応できる救急・防災体制の充実を図り、しなやかな強さを持った村づくりを進めます。
- 伊江村らしい暮らしを支える公共施設を有効かつ柔軟に活用するとともに、交通基盤や地域環境を快適に保ち、村民がそれぞれの価値観に沿って安全かつ快適に暮らせる村を目指します。



【協働・地域分野の展望】 村民の自律した活動と行政の連携で公共を支える村

10年後の伊江村は…

村民が村づくりに取り組みやすい環境が整っており、地域やそれぞれの暮らしで異なる課題の解決に自律的に取り組むことで、より充実した生活環境が実現しています。

住民の主体的な活動を支え村民主導のよりよい村づくりを進めるため、役場職員は地域課題や村民の活動支援ニーズを的確に捉え、民間事業者とも連携しながら行政の役割を効率的かつ効果的に果たしています。

＜取り組みの方向性＞

- 村民一人ひとりが、村を支えていくための責任と役割を理解したうえで、自律的に満足のいく住民自治を担えるよう、情報の共有や活動環境の整備に取り組みます。
- 人口減少や様々な災害等の影響等により、ひっ迫する国の財政も踏まえ、限られた財源の中で最も効果的な村づくりを行えるよう行政の役割を見極め、民間事業者との連携や公共の主役であり担い手である村民との連携を図っていきます。
- 既存の公有財産の最適な維持管理と活用を図るとともに、古くなった施設の更新にあたっては、これからの社会ニーズに合った機能の再編や魅力化により、効率的な整備を進めます。
- 村民の主体的な活動を総合的に支える行政は、常に村民の声を聴きながら政策を見直しつつ、変化の激しい時代に対応できるよう職員の資質向上を図ります。



■ 施策の体系



施策

リーディングプロジェクト

- 第1節 農業の振興
- 第2節 漁業の振興
- 第3節 製造加工業の振興
- 第4節 商業の振興
- 第5節 観光の振興
- 第6節 雇用・労働環境

プロジェクト1

産業振興プロジェクト
～地域に根差した
産業づくり～

- 第1節 幼児教育
- 第2節 学校教育
- 第3節 家庭・地域の子育て環境
- 第4節 生涯学習
- 第5節 社会体育
- 第6節 国際・国内交流
- 第7節 文化芸術

プロジェクト2

Welcome いーかも
いーしま いーじま
プロジェクト

- 第1節 子育て支援・保育
- 第2節 高齢者支援
- 第3節 障がい者支援
- 第4節 健康増進
- 第5節 医療の維持確保
- 第6節 生活支援

プロジェクト3

出産・子育て・教育・
イエ“愛”ランド
プロジェクト

- 第1節 環境教育
- 第2節 水環境の保全(海の環境保全)
- 第3節 資源循環・環境産業

- 第1節 消防・救急
- 第2節 防災
- 第3節 交通安全・防犯
- 第4節 上水道
- 第5節 村民の移動円滑化(島外交通)
- 第6節 島内交通基盤の充実
- 第7節 住環境

プロジェクト4

住むだけで自然に
「健康(幸)」になれる
島プロジェクト

- 第1節 情報基盤の充実
- 第2節 新しい公共
- 第3節 効率的・効果的な行政経営
- 第4節 米軍用地対応

基本計画

第1章 産業・雇用

第1節 農業の振興

■ 村民生活の目標像

豊かな自然環境との共生を重視した農業の振興発展を目指し、伊江島ブランドの形成等、高付加価値の産品づくりが推進されるとともに、伝統的栽培技術の継承と先進的な技術や施設が導入されている。サービス、農畜産業の多様な担い手の育成・確保や生産組織の支援が図られ、優良農地の集約化及び農地の保全を支援・推進し、「気象災害に強い」農業基盤が整備されている。

■ 現状

環太平洋パートナーシップ協定、日EU経済連携協定等が締結され、WTO体制の下での農政の枠組みに影響を及ぼすような動きも出てきているなか、コロナ禍による社会経済活動の制限や外出自粛等による消費の低迷により農林水産物の消費、物流の停滞で、本村の農林水産業は多大な影響を受けました。

他方、本村の農林水産業は、豊かな素材、元気ある「チューパンジャ人財」という「強み」を持ち、安全・安心で優れた伊江島産品は、付加価値の高いブランドとして、国内外に通用する高いポテンシャルを持っています。

長年の念願であった地下ダムの完成により、農業用水の確保が図られ、災害に強い農業を目指して、農地保全整備事業や農業用施設などの整備とともに、かんがい排水事業などを推進し、より安定した農業を目指してきました。

しかし、国内外での農業をとりまく変化や、資材、燃油及び原材料の高騰や仕入れ、出荷に係る物流コスト高に加え、農家の高齢化に伴う農家数の減少等、今後、持続的な農業振興を図るには、解決しなければならない課題が多い現状にあります。

■ 主要な課題

- ・ 新規就農者の確保及び担い手育成及び経営改善支援等を実施し、村基本構想水準到達者へのステップアップの支援並びに農地の貸し手、借り手と相互連携強化を図り、担い手等への農地集積を推進・斡旋する必要があります。
- ・ 伊江島らしさを活かした高収益作物導入等の調査研究を行い、共同出荷の体制づくりと規格外作物の有効活用策を検討し、地産地消の推進を図る必要があります。
- ・ 近代化施設、スマート農業等の新技術(機械化)の導入を推進し、農福連携及び耕畜連携等によるコントラクター等の体制づくりを推進する必要があります。
- ・ 低農薬や有機農業を軸とした安全・安心な持続性の高い農業生産を推進する必要があります。
- ・ 良好な農村環境の保持・保全や農業用水及び海浜の水質保全を図るため、農業集落排水施設の整備を継続して取り組む必要があります。

■ 施策の取り組み方針

- 高収益作物の導入を調査研究し、新たな品目の導入や新たな活用方法の開発とともに、伊江島ブランドの形成等を図ります。
- 農業未経験者でも就農しながら技術を身につけられるよう、農業指導士等と連携した営農指導体制の構築や簿記講座等を活用した農業経営支援を推進し、新規就農者等の支援を図ります。
- 担い手や後継者の受け入れ促進策の検討及び農地中間管理事業等を活用し、担い手等への農地集積や斡旋を支援推進します。
- 活力ある農業経営を持続するため、近代化施設、機械化及び情報化等、先端技術導入に取り組むとともに、関係機関と連携し専門的な営農指導体制の構築を推進します。
- 食の安全と消費者に信頼される農業を目指し、生産体制の充実と環境に配慮した農業を支援推進するとともに、農福、耕畜連携等によるコントラクター組織の体制づくりを推進します。
- 安定した活力ある営農環境をつくるため、かんがい排水施設及び近代化施設の整備を継続的に推進します。
- 農地保全と農村環境づくりのため、農業基盤整備を推進するとともに、防災林の保全・育成と観光と連携した景観づくりを図るために、苗木の安定供給体制を強化します。
- 生産者の飼養管理低減対策として、畜産総合施設整備事業の推進と運営支援及び優良系統牛への育種、防疫対策の強化、飼養管理技術の向上等並びに採草地の更新を推進します。
- 堆肥センターの機能向上を図り健全経営と良質堆肥の安定供給を確立し、資源循環型農業を推進します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
★島らしさを活かした高収益作物の調査研究及び共同出荷体制、出荷調整の強化と流通ネットワークの構築の推進並びに規格外作物の地産地消の検討		●	→	→	→
• 担い手、新規就農者の受け入れ促進策の検討及び担い手、新規就農者等へ農地の集積、斡旋の促進	●	→	→	→	→
• 近代化施設、スマート農業等の新技術(機械化)の導入、農福、耕畜連携等によるコントラクター組織の体制づくりの推進	→	→	→	→	→

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
・土地改良区と連携した住民協働による農業農村の多面的保全活動の強化推進					→
・緑化木生産施設を更新し、苗木等の安定生産を図り、保安林及び防災林造成事業の推進					→
・畜産総合施設整備事業の推進及び健全運営の支援や優良系統牛への育種、防疫疫病対策、飼養衛生管理技術の向上及び採草地更新事業の推進並びに酪農振興対策事業の推進					→
・有害鳥獣被害防止の強化推進					→
・堆肥センター製造施設機能強化と健全運営管理運営体制強化の推進					→
・ハイビスカス園への誘客及び健全運営の支援					→

■ 村民に期待する役割

- ・ 安定した農業生産、増産体制を確立するため、かんがい排水施設の積極的な利活用を期待します。
- ・ 農地保全を図るため、農地防風防潮林やかんがい排水施設等の維持管理を農家が積極的に行うとともに、耕土流出防止対策のグリーンベルトを積極的に設置を期待します。
- ・ 賃借（売買）可能な農地の情報を積極的に行政機関へ提供し、農地中間管理機構（農地バンク）を利活用し、貸し手と借り手のマッチングを図り担い手等への積極的な農地集積に期待します。
- ・ 農業・農村の多面的機能を維持、発揮させるため地域の創意工夫と住民協働による保全活動への積極的な参加を期待します。
- ・ 堆肥利用による資源循環型農業や低農薬農業等、環境に配慮した営農活動を行い、農村環境の保持・保全や農業用水及び海浜の水質保全等を理解し、農業集落排水施設へ積極的に接続することを期待します。
- ・ 付加価値の高い子牛を生産するため、飼育管理の徹底と優良系統牛の育種を期待します。

第1章 産業・雇用

第2節 漁業の振興

■村民生活の目標像

漁業生産の向上と漁家経営の安定化、効率化を目指して、新規漁業従事者と担い手等が確保され、水産資源の保全回復及び水産業の多角的な取り組みを促進し、地域特性を活かした持続可能な漁業の振興を推進している。

■現状

漁業においては、持続的な水産資源利用の重要性がますます高まる中、国内では食生活の変化による水産物需要の減少や排他的経済水域内における水産資源の減少と漁場環境の劣化、燃油資材の高騰や、魚価の低迷などによる経営環境の悪化がみられ、需要と供給の不安定化が続き、漁業をとりまく環境は依然として厳しい状況となっています。

さらにコロナ禍による社会経済活動の制限や外出自粛等による消費の低迷により、水産物の消費、物流の停滞で多大な影響を受けました。

本村では、漁業従事者の減少が進む中で、将来にわたり地域漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者と担い手等の確保が重要です。

近年ではソデイカ漁業やパヤオ漁業が主流となり使用漁船の大型化、FRP化が進み耐久性及び使用年数が伸びた一方で、主機関の維持修繕費用が多大で漁家経営を圧迫している状況があります。

また、高齢漁業者等が長く漁業活動を続けることができるよう、就労機会の維持、魚類養殖場や背後地を有効活用し、海藻類等の陸上養殖施設の整備を推進する必要があります。

さらに、水産物の鮮度保持や高付加価値化の取り組み、出荷・販売体制の整備、消費拡大や新たな加工商品の研究開発を行うため、漁業協同組合の組織力の強化等、今後の持続的な地域漁業振興を図るには、解決しなければならない課題が、多いのも現状です。

■主要な課題

- ・ 漁業の生産活動を維持していくため、組織強化に向けて漁業協同組合を支援し、漁港の機能維持、沿岸の資源管理や漁場環境を保全することが必要です。
- ・ 魚価の低迷や漁獲物消費量の低下等の対応として、水産物の高付加価値化を図るため、加工品の開発や販路開拓を行い、販売を促進していくことが必要です。
- ・ 漁船漁業を離れた漁業者が将来にわたり漁業を営めるよう関係者が連携して「獲る漁業からつくり育てる漁業(養殖等)」を推進していくことが必要です。
- ・ 次世代へつなげる就業者を確保するため、就業に関する情報提供や就業後の定着に向けた支援及び就労環境改善を推進していくことが必要です。

■施策の取り組み方針

- 漁業協同組合を中心に、釣り漁業、網漁業、養殖漁業等、生産形態の異なる漁業経営体の連携を促すとともに、観光産業等、他産業との連携を強化します。
- 養殖も含めた新漁法の開拓・加工や保存の機能を高めながら、未利用魚種や未利用資源の有効活用を図るとともに地域らしさが活かされた新たな水産加工品の開発と販路の開拓を積極的に進めます。
- 沿岸の漁場環境を保全しつつ放流・育成活動を継続実施することで水産資源の保全・回復に努めるとともに、「つくり育てる漁業」を推進します。
- 担い手及び後継者が安全・安心に漁業活動に従事できるよう高船齢化への対応や機関換装及び航行機器等の高度化を支援します。
- 沿岸海域の環境及び資源を守る活動を支援しながら、本村の漁業のブランド価値を高め、後継者及び担い手等にとって魅力的な漁業の育成を支援します。

■今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 資源保護、資源の回復、海浜環境保全の推進及び漁業のブランド価値の向上	→				
• 新漁法、養殖技術の開拓・地域特性を活かした水産加工品の開発及び他産業と連携した販路拡充	→				
• 高船齢化する漁船や航行機器等、近代化機器更新の支援	→				
• 就労環境改善に資する漁港施設の計画的整備			●	→	
• 観光・交流事業との連携を強化した漁業体験等の新たな展開の推進	●	→			
• 後継者及び担い手等の育成		●	→		

■村民に期待する役割

- 漁業環境を守るため、耕土及び農薬等の流出防止に努めるとともに水産多面的機能の維持・保全のため住民協働による保全活動への積極的な参加を期待します。
- 地産地消の考え方を理解し、地域内消費の拡大に向け、地産地消を期待します。
- 農業集落排水施設への接続が、海浜及び公共用水域の水質汚濁防止になることを理解し、住民自ら積極的に接続することを期待します。
- 漁港の機能維持、安全確保や漁港環境の向上を図るため、放置艇等の移動、処理等に向け、使用者自ら積極的に実践することを期待します。

第1章 産業・雇用

第3節 製造加工業の振興

■村民生活の目標像

村内で生産された安全安心な農水産物が地域の事業所等の連携のもと加工販売され、村民や来訪者はもとより県内外の消費者に支持され利用され続けている。

■現状

消費者ニーズの多様化、産地間競争の激化、輸入品増加等による製品単価の低価格化等、地域産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

村内に目を向けると、温暖な気候を利用した農林水産物をはじめ、薬草・生花等、利活用可能な資源が数多くあり、生産拡大による高付加価値化と6次産業化も期待できる要素を秘めています。

一方、少子高齢化を背景に人口減少が顕著であり、人材不足による事業継続も困難さを増しており、既存製造業者や一次産業従事者等、担い手確保は急務です。

また、市場ニーズを踏まえた製品開発と、インターネットやSNSを活用する等、商品PRや販売促進に関わる人材の育成・確保が必要です。

■主要な課題

- 地域の農水産物を活用した加工品等の開発と販売促進を可能とするイノベーション人材の育成が必要です。
- 新たな市場開拓と需要喚起のため、県内外等への販路拡大を見据えたSNS等でのPR活動を推進することが必要です。
- 国内競争が激化する中で「地域内連携」で稼ぐ力を強化し、高品質の製品製造を図り、施設の機能向上を進めることが必要です。
- ポストコロナと「新たな日常」に向けた事業の再構築とイベントによる販路拡大とベンチャー企業の誘致を検討することが必要です。

■施策の取り組み方針

- ・ 地域特産品の開発を農水産業及び観光産業等の産業と連携して進めます。
- ・ 市場ニーズを踏まえた製品を開発し、ものづくり機能を促進するイノベーション人材の確保育成に努めます。
- ・ 特産加工品の販路拡大・品質改善のためのマーケティング調査等を行うとともに、インターネットによる販売の効率化を推進します。
- ・ 本村および北部地域を訪れる観光客を対象とした販売戦略を展開します。
- ・ 伊江村蒸留所施設の機能向上によるラム酒増産と増加傾向にある見学者のニーズに対応するため整備を進めます。

■今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
★落花生をはじめとする伊江島産農水産物を使った一次加工・二次加工品の開発および販売支援	●————→				
・特産品加工施設における地域特産品開発の促進と開発者の人材確保・支援	●————→				
・観光施策と連携したマーケティング戦略の検討及び農林水産物と他産業との連携した商品開発の検討	●————→				
・特産品開発、インターネット及びSNS販売機能等を有効活用できる人材の確保・育成		●————→			
・農水産物、規格外作物を活用した一次加工・二次加工品の開発の検討及び事業者支援	●————→				
★B級グルメ等の個人アイデアによる新商品開発支援	●————→				
・伊江村蒸留所施設の機能向上に向けた整備	————→				
・物産フェア等、販路拡大のためのイベント開催	————→				

■村民に期待する役割

- ・ 地域内連携による農水産物の生産拡大と品質向上、物産センターや特産品加工施設等への安定供給に努めることを期待します。
- ・ 地産地消の推進を図るため、地域内消費の増加に向け村民が積極的に島内産の生産物を利用することを期待します。
- ・ 地域の事業者は、国内外の社会情勢に関心を持ち、自ら改革意欲をもって前向きな取り組みを実践することを期待します。

第1章 産業・雇用

第4節 商業の振興

■ 村民生活の目標像

地域で生産され加工された伊江島ならではの商品開発が進み、村民の地域内消費の意識が高まっている。さらに観光アクティビティ等の充実・強化が図られ、観光客の満足度が促進され、関係人口の増加に繋がっている。

また、インターネット通販サービス等の環境整備に取り組み、情報発信等による観光誘客を図ることで商業振興の活性化に繋がっている。

■ 現状

消費者ニーズの多様化、低価格化が進み、本島においては商業施設が大型化し、村民の地域外での消費が年々増加傾向となり地域の既存商店にとって厳しい経営状況が続いています。

近年、伊江島産の食材を利用した飲食店等の開業や新たなメニューを提供する事業者がみられるが、既存商店等の経営者の高齢化が進み、後継者の確保が課題となっている。

一方で、インバウンドや多様化する来訪者への対応等を背景に、キャッシュレス決済の導入も視野に、ICT等の環境整備を推進するとともに、ポストコロナを見据えた取り組みが期待されています。

■ 主要な課題

- 新たな需要喚起のための情報発信の工夫が必要です。
- 国内外の観光客に配慮した店舗づくりやサービスの充実が必要です。
- 高齢化社会にも対応した持続可能性のある商業展開を図りながら新たに起業する人の支援と人材育成が必要です。
- 地域の農水産業と連携した地産地消の取り組みの促進と、村内での消費喚起を促すための対策が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- キャッシュレス化の促進をはじめとする、顧客の利便性向上と経営改善の取り組みを支援します。
- 地産地消を進めるため、民家体験泊や飲食店において、村内で生産された農水産物や加工された生産物を扱うよう取り組みます。
- 地域内消費を高めるための販売戦略に取り組みます。
- 全国の消費者に販路を拡大するため、インターネットを利用した販売等を支援し、新規起業家を育成し、支援します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 民家体験泊と連携した商業展開の推進	→				
• 安全・安心な食の提供と地産地消の促進の仕組みづくり	→				
• キャッシュレス支払の導入を促進させるための環境整備の推進	●	→			
• 村内での消費喚起を高めるためのプレミアム商品券の発行	→				
• 新たなビジネス創出のための地域の生活ニーズ把握(通販サイトの整備)	●	→			
★特産品やイベント等の県外・海外への魅力情報発信の強化	●	→			

■ 村民に期待する役割

- 地産地消の推進を図るため、地域内消費の増加に向け村民が島内産の生産物を積極的に利用するとともに、PR活動に取り組むことを期待します。
- 地域の事業者は、国内外の社会情勢に関心を持ち、自ら改革意欲をもって前向きな取り組みを実践することを期待します。

第1章 産業・雇用

第5節 観光の振興

■ 村民生活の目標像

村の観光資源である自然や歴史・文化・遺跡・季節ごとのイベントを有効活用しながら、「オーバーツーリズム」に陥ることなくスローな空間・時間を提供できる環境が整っている。多様な来訪者が地域内消費し、満足度も向上し「量から質」への転換が図られ「スポーツツーリズム」の推進や「ワーケーション」など新しい生活様式にも対応した伊江島観光が実現している。

■ 現状

コロナ禍により国内外を問わず、多くの観光地がかつて経験したことのない未曾有の被害を受けており、村内で活況を呈していた民家体験泊においても中止や自粛を迫られている状況にあります。

一方で、本部港へのクルーズ船寄港など、新たなチャンスとなる動きもあり、インバウンド観光の重要性も増してきています。

村では、平成29年度に伊江村観光振興計画を策定し、具体的プロジェクトの実現に取り組んできました。

本村の観光需要は、イベント最盛期の4～5月に集中しており、スポーツコンベンションを含めた、真夏・真冬の需要喚起が望まれます。

■ 主要な課題

- ・ ウィズコロナからアフターコロナを見据え、「一人当たりの消費単価」を向上させるなど、量から質への転換が必要です。観光客を伊江島に誘致するための情報発信の充実化が必要です。
- ・ 本部港に入港するクルーズ船乗客の伊江島への誘客に向けた取り組みが必要です。
- ・ 地域の気候や地形を活かした、スポーツレクリエーション機能の充実による新たな来訪者の誘致が必要です。
- ・ 民家体験泊における受け入れ民家の減少が予測されることから、事業体制の再構築を図ることが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- ・ 青少年旅行村リニューアル基本計画に基づいた施設整備を図ります。
- ・ 観光情報と合わせて交通アクセス情報も加味した発信を行い、「渡れる島」のイメージ定着に向けた取り組みを行います。
- ・ 観光・スポーツレクリエーション施設の拡充に伴い、スポーツ合宿等のコンベンション活動を積極的に行います。
- ・ 観光施設のバリアフリー化に向けた整備を図ります。（身障者にも優しい施設の整備、ユニバーサルデザイン等）
- ・ クルーズ船観光客の誘客に向けた取り組みについて、関係機関との連携を図りながら進めてまいります。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安（年）				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
★地域と連携した民家体験泊ブランドの確立及び県、事業者等と連携したガイドラインづくり（受け入れ環境の再構築）	●————→				
・ 観光・スポーツレクリエーション施設の充実による実業団等との連携の促進	————→				
★文化（伝統芸能等）、歴史、自然、食（郷土料理）、アウトドア、イベントの開催等、年間を通じた観光客の誘致	————→				
・ 観光情報発信戦略による観光振興の促進及び誘致（SNS情報発信や観光案内業務等）	●————→				
★青少年旅行村リニューアル整備事業の推進	●				
★ウィズコロナ、ポストコロナにおける村観光振興の取り組み	●————→				
・ フラワーアイランドの推進	————→				
★体験型観光の推進（乗馬、漁業等）	●————→				

■ 村民に期待する役割

- ・ 村民が、自分たちの島の歴史や文化、魅力を理解し、島全体（人、植物、動物、物等）が観光資源であるという認識をもち、清掃等環境美化、四季の草花植栽、景観向上に努めることを期待します。
- ・ SNS を活用して島の良さや特産品等の情報発信に期待します。
- ・ 伝統的な島の郷土料理の継承、島の特産品を使用した創作料理の開発に期待します。

第1章 産業・雇用

第6節 雇用・労働環境

■ 村民生活の目標像

伊江村商工会と連携し、加工業を中心とした商品開発による事業規模の拡大等により、新たな雇用者数を創出し、Iターン、Uターンを受け入れられる環境が整っている。また、新しい働き方により労働環境の改善も見られる。

■ 現状

リーマンショック後の日本経済は、第2次安倍政権の掲げた「アベノミクス」政策での発動により、完全失業率は平成22年の5.1%（年平均）から令和元年には2.4%（年平均）にまで減少し、雇用情勢の改善は見られる反面、非正規労働者数の比率が高まる等、雇用の内実が大きく変化しています。

これまで好調に推移していた沖縄県の雇用状況も新型コロナウイルス感染拡大の影響により一転して、有効求人倍率が1倍台を切る等、厳しい局面を迎えています。

本村でもコロナ禍の状況が長期化となった場合、観光需要の低迷による雇用情勢の悪化が今後考えられます。

■ 主要な課題

- ・ ウイズコロナ、ポストコロナにおける村内事業者の経営に対する支援が必要です。
- ・ 観光分野等、他分野と連携した新たな就業機会の創出が必要です。
- ・ 産業の関連技術の革新による就業機会の創出が必要です。
- ・ 農繁期における雇用人材の確保が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- ・ 観光産業を軸とした新たな起業を支援します。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業所への経営安定に向けた支援を検討します。
- ・ 村内事業者が安定的な経営を維持し、事業の拡大を行えるように、経営に関する相談体制や、事業拡大のための支援策を検討します。
- ・ 特定の勤労形態がない村民へのテレワークの推進及びワーケーションできる場所の提供を行います。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
・ 事業所の経営安定化と雇用の安定確保に向けた支援	→				
・ 商工会と連携した就職支援	→				
・ 地域内の新規就労環境づくりの促進	→				
・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により減収した事業所等への経営安定化へ向けた支援	●	→			
★テレワーク、ワーケーションによる雇用の推進	●	→			
・ 新たな雇用創出のための企業誘致の推進	→				

■ 村民に期待する役割

- ・ 村内の農業経営者が、新たな主力作物（落花生や小麦、アジア野菜等）の村内での生産を増やす取り組みを行うことにより雇用機会が広がることを期待します。
- ・ 地域の産業を支える意識をもち、島内産の製品の消費を増やすことを期待します。

第2章 教育・生涯学習

第1節 幼児教育

■ 村民生活の目標像

保育所と幼稚園の連携により、一人ひとりの発達段階に応じた保育・教育のサービスが提供されており、子育て中の保護者に対して子育てをしやすい支援や環境が整っている。

■ 現状

国においては、令和元年度に子ども・子育て支援法が改正され、これまで段階的に行われた幼児教育・保育の無償化を、現行の幼稚園・保育所・認定こども園等を対象に実施しました。また、子ども・子育て支援法の対象とならない幼稚園・認可外保育施設等への利用者への給付制度を創設し、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

県では、令和2年度に黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）が策定され、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や支援法に基づく業務の円滑な実施等の施策が定められています。

本村では、教育や保育の充実及び保育所での待機児童解消等の課題を解決するため、幼稚園において平成31年から2年保育と、預かり保育を実施しています。また、令和2年に子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため「第2期伊江村子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。

「島建ち教育」の初期となる幼児教育を円滑に実施するため、令和元年度に「伊江村保幼小中連携体制推進協議会」を発足し、幼児教育連携アドバイザーを配置して、各機関との交流や研修会・講演会を開催して幅広い連携に努めています。

■ 主要な課題

- 子どもの体力増進や自然との触れ合い等、保育内容の様々な充実が必要です。
- 子どもの「発達や学びの連続性」の確保のため、乳幼児保育部門と幼児教育部門の更なる連携が必要です。
- 保育教諭の資質向上を図るため、各種研修会への参加や自己研鑽が必要です。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校及び地域がお互いに世代間の交流を行い、実践的情操教育・保育を図ることが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 乳幼児期の子ども一人ひとりにあった体力増進や自然との触れ合いの充実等、教育・保育の内容の充実を図るとともに、基本的な生活習慣を身に付けさせます。
- 特別な支援を要する子どもに関する保育所、幼稚園から小学校、中学校への移行がスムーズに行えるよう、受け持つ担当者同士で情報を共有し、引継ぎを丁寧に行います。
- 伊江村乳幼児教育プログラム（仮）を策定するため、検討委員会を立ち上げ、乳幼児教育に関する村民・職員への理解と認識を深め、小学校就学へ繋げていきます。
- 保育所と幼稚園が連携して、保育士と幼稚園教諭が「発達や学びの連続性」を共有し、資質向上に努め、一貫した幼児教育・保育に取り組みます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 幼稚園での預かり保育の継続実施	→				
• 幼児教育連携体制推進事業により、幼児教育連携アドバイザーを配置し、幼稚園教諭や保育士への指導助言	→				
• 幼稚園における給食を活用した食育の充実	→				
• 幼児の思考力・判断力・表現力を伸ばす環境づくり	→				
• 保育教諭の資質向上に向けた研修の実施	→				
• 保育所・幼稚園巡回支援専門員派遣の実施	→				
• 保幼小中連携体制推進協議会の継続実施	→				
• 伊江村乳幼児教育プログラム（仮）の策定	●	→			
• 特別な支援を要する子どもへの対応の充実	→				

■ 村民に期待する役割

- 村民が、愛情をもって子どもの心身の発達を身近に見守ることを期待します。
- 村民が、地域で様々な機会を通して交流やふれあい体験を実現することを期待します。

第2章 教育・生涯学習

第2節 学校教育

■ 村民生活の目標像

変化の激しい社会をよりよく生きるために、児童生徒一人ひとりが確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育み、15歳で島を離れていく子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛着を深めている。

■ 現状

国においては、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造等をまとめた「第3期教育振興基本計画」が平成30年に策定されました。

県においては、沖縄21世紀ビジョン後期実施計画及び沖縄県教育大綱に基づき沖縄県教育振興基本計画が策定されました。

本村では、中学校を卒業すると、ほとんどの子どもたちが島を離れるため、早い段階からの自立や郷土に誇りを持つことが求められます。伊江村教育振興基本計画では、「島建ち教育」の理念を掲げ、中学卒業までに「こうなってほしい」という目標像を定め、その達成に向けた段階的なキャリアプランを設定して、各教育分野が役割を示し、学校・家庭・地域・行政が一体となり「生きる力」を育む教育を展開しています。

また、沖縄振興特別推進交付金事業を活用し、各学校に学習支援員を配置して児童生徒の学力に応じた個々の学習指導を行い、学力の向上を図ってきました。

児童生徒の不登校や問題行動等に適切に対処するためにスクールカウンセラーを活用して定期的なスクールカウンセリングを実施し、児童・生徒・保護者・教師に必要な助言や援助を行い、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施しています。

■ 主要な課題

- ・ 児童・生徒の発達段階に沿った、郷土学習や平和教育、人権教育等のカリキュラムの充実が必要です。
- ・ 子どもたちの生活や学力の実態を把握し、的確に支援する体制を確立することが必要です。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を行うため、専門的な知識や経験を有する教職員の配置や、専門家による訪問や巡回教育相談等の対応が必要です。
- ・ 学習支援員や非常勤講師の配置継続と質の向上が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 子どもたちが中学校卒業後、島を出て行く地域特性を踏まえ、豊かな経験と自立心を育てる教育等、子どもたち一人ひとりの特性を伸ばす教育のあり方を検討します。
- 総合的な学習の時間等を活用した「ふるさとの文化伝承活動」や「平和教育」の充実を図ります。
- 特別支援教育の視点から、様々な援助を必要としている児童生徒のための教育環境の拡充を図ります。
- ICT 環境の整備により情報モラルの指導や情報安全管理等、教職員を対象にした研修を実施し、全ての子どもたちの学びを保障できる環境に努めます。
- 共同調理場の安全で安心な運営のため、調理機器等の更新を適時行い衛生環境の維持に努めるとともに、食育の充実も視野に施設改築に向けた検討を行います。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 学校支援員の活用と資質向上のための教育体制の検討					▶
• スポーツ活動や文化活動の推奨と援助					▶
• 教職員研修の充実					▶
• スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用					▶
• 学力調査等の諸検査の実施と活用					▶
• 保幼小中の連携事業の展開					▶
• 伝統芸能の継承や平和・道徳教育の充実					▶
• 「人権を考える日」等の学習機会の充実					▶
• ICT 環境の整備、情報教育の充実	●				▶
• 学校給食への地域食材の活用を通じた食育の推進					▶
• 共同調理場の施設改築に向けた検討	●				▶
• 総合学習における地域人材の活用	●				▶

■ 村民に期待する役割

- 村民が子どもたちの活動や教育環境を積極的に支えていくことを期待します。
- 村民が地域で子どもたちへの声かけ、あいさつ等を積極的に行い、子どもたちの見本となることを期待します。
- 村民が、インターネット等による人権侵害等、人権課題について意識を高め行動することを期待します。

第2章 教育・生涯学習

第3節 家庭・地域の子育て環境

■ 村民生活の目標像

学校・家庭・地域・行政が一体となり、すべての子どもに健全な学び環境が保障され、家庭や地域での学習や体験を通じて、感謝の心を育み、心豊かに、夢と希望を抱くことができる子育て環境がある。

■ 現状

国内では、依然として子どもが被害者となる事件・事故が多発しており、学校や通学路を含めた子どもの生活環境の安全を確保することは大きな課題となっています。

そのため、子ども自らが安全な行動を取れるようにするための安全教育や、学校・家庭・地域が一体となり子どもの安全を見守る活動、小学校における安全対策の更なる強化等様々な取り組みが進められています。

本村は、家庭を中心に地域・学校が連携して「子ども会活動」や「家～なれ～運動」が実践され、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで見守る環境にあります。また、青少年健全育成協議会による夜間巡回指導等犯罪や事故の未然防止対策に取り組んでいます。

子どもたちは、近年身近になったICTを活用して多種多様な情報に触れながら、地域活動を通じ島の地域性を五感で学び、自らの学びや育ちを実感し、自己肯定感を高めていくことが求められています。

一方で、子ども達にとってスマホが身近なものとなったことで、SNS等により青少年が巻き込まれるトラブルや事件、いじめ等が多発しており、国においては平成29年に「いじめ防止対策推進法」が改正され、沖縄県においても、平成30年に「沖縄県いじめ防止基本方針」が改定されました。

■ 主要な課題

- ・ 子どもたちが安全に安心して過ごせる環境を確保することが必要です。
- ・ 親元から離れる高校生の教育の在り方について検討していくことが必要です。
- ・ 島立ちの15歳までに親子の絆を育むことを目的とする諸活動について、その趣旨や目的を理解して、質の高い体験を実施することが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- ・ 村学力向上推進委員会を含む各種協議会の開催により、学校間・行政・地域が情報共有を図り、子ども達の「島建ち教育」に一体となって取り組みます。
- ・ 人材育成奨学金制度について、UターンやIターンの促進を目的とした効果的な償還制度について検証します。
- ・ 放課後児童健全育成事業の実施に向け、施設整備の有無や学童保育の現状の情報収集、対応学年の拡充の必要性を検討します。
- ・ 教育のICT化に順応した、家庭・地域への適正なICT利用に関する啓発と安全なネット環境の整備に努めます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
・「島建ち教育」に向けた各種団体の活動	▶	▶	▶	▶	▶
・生徒会・子ども会活動の充実	▶	▶	▶	▶	▶
・世代間交流による郷土文化(民俗芸能・方言・民話・エイサー等)活動の充実	▶	▶	▶	▶	▶
・伊江村型就業意識向上支援事業の実施	▶	▶	▶	▶	▶
・高校生への就学支援の実施	▶	▶	▶	▶	▶
・人材育成奨学金貸与事業の充実	▶	▶	▶	▶	▶
・インターネット利用に関する教育・指導	▶	▶	▶	▶	▶
・放課後児童健全育成事業の実施	▶	▶	▶	▶	▶

■ 村民に期待する役割

- ・ 家族を軸とし、地域が連携して地域ぐるみで子どもの学びの環境を創設し、島でしか味わえない体験をともに楽しむ機運を醸成する。
- ・ 子どもたちのインターネットや SNS 等による被害や犯罪を未然に防止するために、地域全体で情報モラル教育に関する意識を高める必要があります。

第2章 教育・生涯学習

第4節 生涯学習

■ 村民生活の目標像

村民が自発的に生涯にわたって生き甲斐をもって充実した生活を送れるよう、多様な活動を行っている。また、多様な学習・体験の成果を発表する機会を通して、地域に根ざした生涯学習活動が展開されている。

■ 現状

国においては、第3期教育振興計画が平成30年に策定され、基本的な方針に生涯学習活躍できる環境を整えることや、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進等が教育施策の目標の一つに掲げられました。

県は、第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）において「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”の実現」を目指し施策が展開されています。

村においては、子ども会、青年会、婦人会、各種サークル等の社会教育団体の活動を支援し、生活、環境、伝統文化、スポーツ等様々な分野の活動に取り組んできました。令和元年度からは公民館講座の一環として、自分たちで企画・運営する「村民自主講座」を実施しています。また同年、伊江村文化協会を設立し、村で育む文化や芸術等の伝承や普及発展に努めています。

人々のニーズが多様化・高度化する中で互いに学び合い、交流し、能力等を高め合うことができる「地域の力」を引き出し、具体的な実践につなげていくことを目指しています。

■ 主要な課題

- 多くの村民が参加しやすいような生涯学習を推進するため、ニーズ把握および環境づくりをしていくことが必要です。
- 地域リーダーの育成等「人づくり、地域づくり」に取り組むことが必要です。
- 離島の特性を踏まえ、情報技術を活用した学習機会の充実が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 学校、公民館等既存施設の機能拡充や開放等による利便性を向上させ、より多くの生涯学習機会を提供します。
- 幼児から高齢者まで幅広い層の生涯学習ニーズに応えるとともに、時代にあった学習機会を提供できるよう、他市町村とも連携し、常に新しい学習情報を提供します。
- 日常会話レベルの誰でも話しやすい方言の普及を図るサークル等、幅広く村民が参加しやすいサークルの立ち上げを支援します。
- グローバル化に対応した多様な人材の育成や、各種活動にかかる人材の確保、地域を代表するリーダーの育成を図ります。
- 文化協会や村民自主講座の支援を行い、村民が互いに学びあえる活動や交流の場を支援します。
- 離島のハンディを克服した学習機会を提供するため、県立図書館や大学等と連携した出前講座や地域 ICT 等ネットワークを活用した教育活動の推進を図り、中央公民館図書室等の利用を促します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 村民ニーズを捉えた特色ある中央公民館事業の実施	▶▶▶▶▶				
• 地域 ICT、図書室の活用促進による情報教育の充実	▶▶▶▶▶				
• 国際性豊かな人材の育成	▶▶▶▶▶				
★(仮称)文化センターの設置に向けた調査・検討	●	▶▶▶▶▶			●
★村文化祭の実施等文化活動の充実	●	▶▶▶▶▶			
• 文化資源の活用による郷土愛の醸成	▶▶▶▶▶				
• 幅広い村民を対象とした学習サークルの支援	▶▶▶▶▶				
★社会教育関係団体等の地域リーダーの育成	●	▶▶▶▶▶			
★幅広い世代間での相互交流の実施	●	▶▶▶▶▶			

■ 村民に期待する役割

- 村民一人ひとりが、生活・環境・地域文化など、時代のニーズに即した学習課題に対して関心をもち続けることを期待します。
- 村民が、学びに対する探求心をもち、向上させていくことを期待します。
- 生涯にわたり「学ぶ」と「教える」のどちらにも積極的に取り組むことを期待します。

第2章 教育・生涯学習

第5節 社会体育

■ 村民生活の目標像

地域の特性を生かしたコミュニティスポーツ活動が推進され、村民各自が高い健康づくりの意識を持ちスポーツを楽しんでいる。また、伊江村総合型スポーツクラブにおける普及・啓発・育成活動の推進により、幅広い年齢層に多様な運動の機会が提供され、運動習慣の定着が図られている。スポーツコンベンションは、県内外から多くのスポーツ合宿を受け入れている。

■ 現状

国においては、平成23年8月にスポーツ基本法がスポーツ振興法に変わり施行され、平成27年10月にはスポーツ庁が設置される等、スポーツ振興に関する総合的な推進を図る体制が整えられています。

本村の社会体育活動は、B&G海洋センターによる各種教室や大会の開催、体育協会が主催する各大会の開催により、幼児から高齢者まで、誰もが運動やスポーツを気軽に楽しむ環境を整えてきました。

また、平成26年4月には、「健康づくり・生きがいづくり」の中核を担う伊江村総合型スポーツクラブが設立され、平成27年度からの総合運動公園整備事業において、平成28年に多目的屋内運動場、令和元年5月に野球場が完成しました。また、令和4年度には屋内体育施設の供用開始を予定しています。

今後は、総合運動公園の各施設を活用した村民の健康増進及び県内外からの合宿等の積極的な誘致によるスポーツコンベンションの推進による地域の活性化が求められます。

■ 主要な課題

- 地域の特性を活かしたコミュニティスポーツ活動を推進・継続することが必要です。
- 村民自らがスポーツを通じた健康増進意識を高めるため、普及・啓発、育成活動等関係機関との連携による推進体制の強化が必要です。
- 伊江村総合型スポーツクラブを円滑に運営するために、コーディネーターの養成及び活動の中心となる人材の育成を図り、多様なサービスを展開できる運営体制の整備が必要です。
- 総合運動公園は、年間を通して子どもや障がい者、高齢者まで、誰もが利用できる施設として、利用促進を図る方策を検討することが必要です。
- 総合運動公園施設の固定費の抑制対策として、維持管理及び運用の体制等について検討をすることが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 伊江村総合型スポーツクラブを普及・育成し、誰もが気軽にスポーツを楽しめるスポーツコミュニティづくりを推進します。
- 村体育協会、学校及び各競技団体が連携して、スポーツ少年団と中学校部活動の地域指導者の支援等により、小・中学校の安定した活動環境をつくります。
- 村民の運動・スポーツに対するニーズを把握し分析を行い、幼児から高齢者まで幅広い層の体力や個性に応じたスポーツやレクリエーションプログラムを提供し、スポーツに親しむ多様な機会を創設していきます。
- 子どもたちが日常的に社会体育施設を利用できるような受け入れ態勢をつくります。
- 屋内体育施設完成後、総合運動公園全体の運営方法や管理について検討します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 総合型スポーツクラブの強化と普及・啓発の推進	→				
★総合運動公園施設を活用した健康増進の推進	→				
★総合運動公園を活用した県外スポーツ団体の誘致	→				
• 社会体育プログラムの普及促進	→				
• チャレンジデーの推進	→				
• 村体育協会によるスポーツ指導者の育成と支援	●	→			
• 野球場附帯施設の整備	●	→			
• B & G 海洋センター艇庫の修繕	●	→			

■ 村民に期待する役割

- 村民が、自発的に体力の維持・向上や健康の保持増進、生きがいづくりのために、スポーツやレクリエーションを楽しむことを期待します。
- 総合型スポーツクラブが持続的に運営できるよう、生涯スポーツへの関心や意欲を持つことを期待します。
- 村民が、運動やスポーツへの関わり方である、①行う、②見る、③支える、④調べる、を理解し、自発的にスポーツへ関わり楽しむことが大切です。健康増進はもとより地域活性化に繋がることを期待します。

第2章 教育・生涯学習

第6節 国際・国内交流

■ 村民生活の目標像

村には国内外から観光客等の来訪が増え、村民は異文化の理解や地域の文化を大切にし、グローバル化に対応した人材の育成や海外移住者との交流を深めている。

■ 現状

国においては、平成30年に第3期教育振興計画が策定され、社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する基本的な方針やグローバルに活躍する人材の育成等、教育施策の目標の一つとされています。

県では、沖縄県教育振興基本計画において、グローバルな視点を持つとともに、国際理解教育の推進を図り、国際性豊かな視野の広い人材育成の必要性等が示されました。

本村においては、グローバル化に対応した多様な人材を育成するため、海外短期留学派遣事業（ホームステイ）やグローバル人材育成事業等を継続的に実施しました。また、環境やスポーツをテーマとした様々な国際・国内交流を通して子どもを中心とした交流機会の充実が図られ、参加した生徒たちは高い語学力を身につけ、英検で上級の資格を取得しています。

国際交流では、伊江村から南米に移民したイーシマンチュの子弟が来村して自らのルーツや文化を学ぶ海外移住子弟受け入れ事業の実施や、村の若者等が南米で移民の歴史や異国文化に触れる異文化交流を行いました。

情報化やグローバル化の目覚ましい進展は、本村の生活環境や学習環境において変化をもたらしています。今後更に、グローバル化が進展する時代に適応するために広い視野を持った人材が必要となります。

■ 主要な課題

- ・ 海外移住者の子弟交流事業は、交流範囲の見直し等事業の実施について検討することが必要です。
- ・ 国際感覚を持って活躍する人材を育成するために、幅広い世代の村民を対象に国際交流の機会を充実させていくことが必要です。
- ・ 児童・生徒や村民が、文化やスポーツを通じて他の地域の文化に触れる交流の充実が必要で

■ 施策の取り組み方針

- ・ 国内外の文化交流を促進し、地域住民が積極的に参加できる交流機会の充実を図るとともに、その成果を村内外へ発信していきます。
- ・ 海外移住者の子弟交流事業は、交流地域の範囲を広げる等の検討を行い、双方向の発展的な交流を促進し、国際感覚を持った人材育成を図ります。
- ・ 村とゆかりのある地域と、文化やスポーツ等の分野で交流を深めていきます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
・ 海外移住者子弟等受け入れ事業の検討と充実	●	→	→	→	→
・ 海外移住者との交流の促進	●	→	→	→	→
・ 海外短期留学(ホームステイ)の充実	→	→	→	→	→
・ 青少年の文化・スポーツ相互交流の推進	●	→	→	→	→

■ 村民に期待する役割

- ・ 村民が、国際交流に関心をもち、積極的に活動することを期待します。
- ・ 村民が、外国語を学び外国人とのコミュニケーションが図れるようになることを期待します。

第2章 教育・生涯学習

第7節 文化芸術

■ 村民生活の目標像

村民共有の財産である文化財等が適切に保全され、村民一人ひとりが地域の伝統芸能や民話、方言等の文化資源に親しみを持ち、継承がされている。また、村民が学校や地域の活動において、自然や歴史・文化に親しみ、地域に愛着と誇りをもって心豊かに暮らしている。

■ 現状

文化芸術活動は、古から現在、未来へと受け継がれ、人々に潤いや感動を与えると同時に、地域経済や国際理解へも繋がる重要なものです。

国においては、平成30年に文化財保護法が改正され、文化財の活用や保存に関する事項等見直しが行われました。また、県内では、世界遺産首里城跡等の火災を受け、文化財や関連施設での防火対策に対し、検証が行われています。

県においては、令和元年度にしまくとぅば普及推進計画の後期行動計画が策定され、「しまくとぅば」の定着に向けて積極的な活用促進が図られています。

本村では、名誉村民の生塩先生の監修のもと、永年にわたるイージマグチの調査・研究が行われ、伊江島方言辞典や絵本「伊江島の民話」等が刊行され、正しいイージマグチが保存され、イージマグチの定着に活用されています。

伝統芸能においては、国の重要無形民俗文化財「伊江島の村踊」の保存継承をはじめ、有形・無形文化財の指定や保護、古典音楽保存会等の育成等に取り組んできました。

また、村民俗芸能発表会をはじめ、島外で「伊江島の村踊」公演を実施することにより、村内のみならず村外へ発信することができました。

村で育む文化活動の振興及びその普及発展を目的に、令和元年に伊江村文化協会が設立され、各分野において活発な活動が行われています。

■ 主要な課題

- ・ 歴史文化に対する理解を深めていくために、既存の文化資源（方言・民話・戦争体験等）の内容を広く伝えられる人材を育成するとともに、新しい文化資源の発掘・調査を進めていくことが必要です。
- ・ 村民が地域に誇りを持てるよう、伝統芸能をはじめとする行事を継続し発展させることが必要です。
- ・ 文化協会の基盤を確立し、新たな文化創造の機会を作ることが必要です。
- ・ 国指定史跡「具志原貝塚」の整備に向けた調査研究や、史跡等の埋蔵文化財の情報提供による文化財の保全活用の必要性に関する啓発活動が必要で。

■ 施策の取り組み方針

- 本村の貴重な文化資源を保全するため、文化財の指定に向けて、調査・記録・保存等必要な措置を講じていきます。
- 村民が気軽に地域の自然に触れ、歴史や文化に親しめるよう、村民の文化活動に対するニーズを把握したうえで、古文書の調査・研究や埋蔵文化財等の環境整備、文化活動の充実を図ります。
- 各区に伝わる伝統芸能や方言・民話等の継承と活用を積極的に進めます。
- 国指定史跡「具志原貝塚」の整備に向け、村民に対する埋蔵文化財に関する情報提供や整備の必要性についての周知を行います。
- 施設の老朽化に伴い、資料展示施設やホール、図書館等の機能を兼ね備えた（仮称）文化センターの検討を行います。関連して民具等の資料収集を進めます。
- 児童生徒や村民に向けて芸術鑑賞会等を開催し、文化・芸術に触れ合う機会を設けます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ	実施時期の目安				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 改善センター・中央公民館の老朽化に伴う（仮称）文化センターの検討・整備	●	→	→	→	→
• 国史跡「具志原貝塚」の調査研究・整備	→	→	→	→	→
• 民俗芸能の保存継承と研究・発信	→	→	→	→	→
• 文化資源（方言・民話等）の継承と活用	→	→	→	→	→
• 歴史資料等の調査研究と活用	→	→	→	→	→
• 新たな文化財の指定と活用	→	→	→	→	→

■ 村民に期待する役割

- 様々な機会を通じて村の文化資源に関心や理解を深めていくことを期待します。
- 家庭や身近な地域の中で方言や民話等に親しみ、共有していくことを期待します。

第3章 健康・福祉

第1節 子育て支援・保育

■ 村民生活の目標像

村民が相互理解・相互協力のもと互いに支えあいながら、心身ともに健康で安心して生活でき豊かな気持ちを持って、子どもの成長と生きる力を伸ばし、村にとって大切な「未来・希望」を育てている。

■ 現状

近年、少子化や核家族化・情報化・人間関係の希薄化や地域社会の変化等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化し、家庭や地域における子育ての機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等多くの社会問題が起きています。

そうした中、乳幼児と保護者が自然に触れ、地域や人との様々な交流を行いながら健全に成長していくために、地域における支え合いや子育て支援施設の充実等が求められています。

沖縄県では、認可外保育施設の認可化に向けたサポートや、保育教諭の就労をコーディネートする窓口の設置、保育士・幼稚園教諭資格の取得を目指す学生の修学資金を支援する等、待機児童ゼロを目指した取り組みが行われています。

本村では、平成30年度から幼稚園による2年保育が開始され、令和2年度からは、村認可小規模保育園も開園され、0歳から5歳児までの乳幼児の環境拡充が図られました。また、現状として若干の乳幼児の増加傾向が伺えることから、令和3年度から現在の中央保育所を新たに西保育所として移転開所し、その一角には、子育て支援センターも設置する予定です。施設利用以外では、やんばるファミリーサポートセンターを活用し、ひとり親世帯や子育て世帯を地域ぐるみで支える体制づくりに取り組んでいます。それらを踏まえ、適正な保育教諭及び子育て支援員の確保により、安定した子育てサービスの提供が求められます。

■ 主要な課題

- 育児ストレスや児童虐待を防止するため、育児相談や子育て親子同士の交流等を柔軟に対応できるよう、子育て支援体制づくりを行うことが必要です。
- 産休や育休等により現場を離れる保育教諭の代替を含め、安定したサービスを提供するため、計画的に保育教諭を確保することが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 子育て世代の様々な生活スタイルに合った支援を行うため、既存施設を有効に活用した柔軟な支援を行います。
- 子育て支援センターを開設し、子育て親子同士の交流、相談、情報提供、講習会等を実施します。
- 子育てを地域ぐるみで支えていくことに重点を置き、子育て家庭のみならず、村内の関係機関や村民全体よりニーズに合った情報提供を積極的に行います。
- 保育所や幼稚園で働きながら資格を取りやすい環境づくりや、保育教諭の就業環境についての継続的なニーズ把握等による就業環境の改善を検討し、保育教諭の確保に努めます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 子育て支援センターの開設及び運営	●	→	→	→	→
• 子育て支援サービスの充実	→	→	→	→	→
• 高齢者・婦人会等地域の方々との交流の充実	→	→	→	→	→
• 児童虐待防止対策の充実	→	→	→	→	→
• 保育教諭の安定確保及び定着	→	→	→	→	→
• 保育所・幼稚園巡回支援専門員派遣の実施	→	→	→	→	→
• 子育てに特化したHPの開設及び運営	●	→	→	→	→

■ 村民に期待する役割

- 雇用者が育児休業等を取得しやすい環境に対する理解を深めることを期待します。
- 幼児虐待を早期に発見し防止するために、気がついた時には、役場や関係機関に報告することを期待します。
- 子育て世帯を地域で支えていくため、子育てサークル活動に積極的に参加することを期待します。

第3章 健康・福祉

第2節 高齢者支援

■ 村民生活の目標像

健康面、経済面、家族構成等、暮らし方の異なる高齢者が、充実した交流機会を得ながら、住み慣れた地域で、家族や友人、地域の人々に囲まれていきいきと充実した生活を送っている。また高齢者を見守る家族も安全・安心な生活を送っている。

■ 現状

全国的な高齢化の進展による年金・福祉・医療・介護等の公的な費用負担の増大や、生産年齢人口の減少により、社会保障制度の将来にわたる安定維持は大きな課題となっています。

こうした状況を受け、国においては、平成30年2月に高齢社会対策大綱が閣議決定され、生涯現役で働ける社会の実現に向けた環境整備や学習活動の促進等、全ての世代の活躍推進が盛り込まれています。

また、いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7年に向けて高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化が求められています。

村内では令和2年11月に民間の訪問介護事業所が開所され、令和3年中には住宅型有料老人ホームが開設予定である等、高齢者福祉の環境は大きく変化していきます。

村では、地域包括支援センターと介護サービス事業所が連携し、地域全体で高齢者を支え、高齢者が地域で自立した日常生活を送れる体制を構築するとともに、介護予防の対策や生活支援、福祉に関わる人材の確保・育成等の取り組みのさらなる充実が求められます。

■ 主要な課題

- ・ 尊厳ある自立した生活を営めるようにするため、また要介護認定者の増加を防ぐため、介護予防や生活支援の取り組みや高齢者が活躍できる社会づくりを地域と連携して構築していくことが必要です。
- ・ 家庭での介護等を支えるボランティアサポーター等のマンパワーを確保することが必要です。
- ・ 多様化する介護需要に対応するため、民間事業者等とも連携した、介護サービス提供体制の充実が必要です。
- ・ 緊急時に高齢者の安否や所在が容易に把握できるようネットワークの構築事業を推進することが必要です。

第3章 健康・福祉

第3節 障がい者支援

■ 村民生活の目標像

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に理解し、いきいきと交流できる地域づくりをしながら主体的に自立した生活を目指し、安全・安心な生活を送っている。

■ 現状

国においては、平成 25 年 4 月に、障害者総合支援法が施行され、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定される等、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指し、自立支援や生活環境改善の取り組みが進められてきました。それらを背景に、沖縄県においても、平成 30 年 3 月に、沖縄県障害福祉計画（第 5 期）及び、沖縄県障害児福祉計画（第 1 期）を策定し、障がい者等を取り巻く課題へ取り組まれています。

本村では、村外 3 箇所の指定相談支援事業所に業務を委託し、障がい者やその家族の方等からの各種相談に応じ、必要な情報提供および助言・その他障がい福祉サービス利用への支援を行っています。また、共同作業所「ぴゅあいいじま」や、福祉サービス事業所の「ちむぐる」、「たんぼぼ作業所」の活動により、障がい者の就労に必要な知識や能力の訓練、生産活動の機会の提供等、就労に繋がる取り組みが行われています。

一方で、グループホームをはじめ、幅広い障がい者ニーズに対応したサービス自体が不足しており十分な活用がなされていない状況にあります。

また、身体障がい者スポーツ大会や各種イベントに参加する等、障がい者の活動の場が広がりつつありますが、自己決定力が損なわれ権利擁護を必要とする障がい者への対応や地域の人々と障がい者がお互いに参加しやすい地域活動の場を提供する等、取り組みのさらなる充実が求められます。

■ 主要な課題

- ・ 障がい者一人ひとり異なる悩みを抱えていることを理解することが必要です。
- ・ 障がい者それぞれが参加しやすい地域活動の場を充実させることが必要です。
- ・ 働く意欲のある障がい者のための就労機会の充実を図り、自立を支援することが必要です。
- ・ 生活や健康管理面でのサポートを受けながら共同生活をするグループホームの検討が必要です。
- ・ 自己判断力が不十分で日常生活を送ることが困難な障がい者の人権や財産を守るための支援が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 各種福祉サービスを一覧できる広報活動を行うとともに、サービスのさらなる質の向上を目指し、従事者向け研修会等を実施します。
- 障がい者およびその家族等の支援者が参加しやすく、また参加したくなるような地域活動を支援します。
- 障がい者個々の能力にあった就労機会を充実させ自立を支援します。
- 障がい者が支援やサポートを受けながら、自立した活を送ることができる障がい者グループホームの検討を行います。
- 自己決定力が損なわれ、日常生活を送ることが困難な障がい者の権利を守り、本人が安心して生活が送れるよう支援します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 福祉サービスの需要把握及び周知並びに利用促進	→				
• スポーツ、レクリエーション活動の推進	→				
• 地域活動支援センターにおける活動内容の充実・利用促進	→				
• 成年後見制度の適正な活用に向けた啓発	→				
• 就業支援の充実・利用促進	→				
• 福祉サービス従事者へのスキルアップ講習等の実施	●	●			
• 障がい者グループホームの検討	●				

■ 村民に期待する役割

- 村民が障がい者に対する理解を深め、日常的なコミュニケーションのなかで物理的及び心理的な面において障がい者の支えとなることを期待します。

第3章 健康・福祉

第4節 健康増進

■ 村民生活の目標像

村民が、生涯を通して心身ともに健康で幸せに暮らし続けることができるよう、村民、行政や関係機関が社会全体で村民の健康的な暮らしを支える仕組みづくりに取り組み、自然と健康(幸)になれる「いーじま・いいしま」の環境が整っている。

■ 現状

国においては、平成25年度から「健康日本21(第2次)」の健康づくり政策の一環として「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を目指し、住民と行政が協働し、個人の努力と社会環境の整備を通じた健康づくりの取り組みを推進しています。

また、保険者による「保健・医療情報の分析」に基づいた生活習慣病対策、介護予防、健康づくり等の効果的な保健活動の展開が求められています。更に、令和2年4月には改正健康増進法が全面施行され「受動喫煙対策」の確実な実施に向け取り組みがスタートしています。

一方、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による心身のストレスの増大や就労環境の変化等を背景とした自殺が、令和2年7月以降増加傾向にあり、特に女性の自殺の増加が認められています。

沖縄県においては、65歳未満の若い世代の「がん、脳・心血管疾患、肝疾患、自殺」による死亡率が高く、男女とも平均寿命の下降傾向にあり、2040年を目標とした「健康・長寿の復活」をめざし、働き盛り世代への対策の強化を引き続き図る方向性が確認されています。

本村では、過去10年間の65歳未満の死亡原因は、「がん、心血管疾患」が全体の5割以上を占めています。また、20代から50代の働き盛り世代の健診受診率が3割と低く、がん検診の受診率も全国、沖縄県と比較して低い状況にあります。

働き盛り世代においては、「過剰飲酒・喫煙」等、生活習慣に起因する高血圧や脂質異常症の発症、それによる心疾患や脳血管疾患、肝疾患での早世が認められています。更に糖尿病の重症化による人工透析予備群の増加等、多くの健康課題を抱えています。

■ 主要な課題

- ・ 健診・がん検診の受診率向上に向けた仕組みや受診しやすい環境づくりが必要です。
- ・ 働き盛り世代の「過剰飲酒・喫煙」による早世予防への対策の強化が必要です。
- ・ 村民が主体的に生活習慣を見直し、生活習慣病予防や重症化予防に取り組めるよう、特定保健指導体制の充実と健康づくりに取り組みやすい環境づくりが必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束を図るとともに、今後の影響も考慮しながら村内の自殺の実態を把握し、地域特性に応じた自殺対策の検討が必要です。
- ・ 村民・行政・関連団体が協働し、地域コミュニティの活性化を図りながら健康づくり活動を推進することが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- ・ 保健・医療情報の分析に基づく効果的な保健活動の展開と「治療重視」から「予防重視」への健康づくり施策の意識の転換を図ります。
- ・ 健診・がん検診の受診率向上、健康づくり事業への参加促進を目指し、受診しやすい仕組みづくりや環境づくりに取り組みます。
- ・ 働き盛り世代の「過剰飲酒・喫煙」対策の強化に取り組みます。
- ・ 生活習慣病予防や重症化予防に向け、働き盛り世代の保健事業と高齢者の保健事業の一体的実施に取り組みます。
- ・ 特定保健指導体制の充実のため管理栄養士等の専門職の確保と体制整備を図ります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の経済・社会生活への影響による失業や休業等、心身への影響に対応した自殺予防対策に取り組みます。
- ・ 働き盛り世代が中心となり、伊江村ならではの健康づくり事業に取り組めるよう、村民、行政、関係団体が協働し健康(幸)な地域づくりを推進します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
・ 健診・がん検診の予約、データ管理、活用に向けた環境整備	●	●			
★健康づくり事業に「健康(地域)ポイント等」を検討・導入	●	●			
★「アルコール対策」「禁煙・受動喫煙防止対策」の強化	●	●	●	●	●
★健康寿命の延伸につながる食育の推進	●	●	●	●	●
・ 特定保健指導・糖尿病重症化予防の強化	●	●	●	●	●
★SNSを活用した村民への情報発信の充実	●	●			
・ 村民と協働、連携した健康づくり事業の推進	●	●	●	●	●
・ 伊江村自殺対策行動計画の策定	●	●			
・ 管理栄養士・保健師等の計画的確保と人材育成	●	●	●	●	●

■ 村民に期待する役割

- ・ 自分や家族の健康に関心を持ち「健診・がん検診」の必要性を理解し、年1回は村や職場で実施する「健診・がん検診」を受診することを期待します。
- ・ 「健診・がん検診」で異常が発見されたら、放置せず「精密検査」や「特定保健指導」を受け、主体的に生活習慣の見直しを行うことを期待します。
- ・ 生活習慣病や健康づくりに関する情報を自ら収集し、健康づくりに取り組んだり、地域や行政が実施する様々な健康づくり事業に参加することを期待します。
- ・ 「過剰飲酒・喫煙」の健康への影響について正しく理解し、積極的に「適正飲酒」や「禁煙」にチャレンジすることを期待します。

第3章 健康・福祉

第5節 医療の維持確保

■ 村民生活の目標像

村民が、自らの健康に関心を持ち「自分の健康は自分で守る」という高い意識を持って、自身の健康管理に主体的に取り組むと同時に、離島の医療体制を正しく理解した上で、適正な医療負担のもと適正な医療サービスを受けている。

■ 現状

我が国の医療提供体制については、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るための重要な基盤となっております。一方で、高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化等、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められています。特にがん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病や、地域医療の確保において重要な課題となる5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療）及び居宅等における在宅医療に対応した医療提供体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められています。

このような背景を受け、沖縄県においては平成30年3月に（第7次）沖縄県医療計画が策定され、2025年に向けて、医療資源の効率的活用や、医療施設相互の機能連携の確保等におけるきめ細かな施策・事業展開が図られています。

本村では、日常の医療の充実はもちろんのこと、初期研修医等の受け入れ、専門医外来（眼科・咽喉耳鼻科等）や透析センターの開設、また搬送体制（救急患者搬送船、救急救助ヘリ）を整え、離島医療としては質の高い医療サービスの提供を行っています。

■ 主要な課題

- 生活の質の低下や経済負担の増加を防ぎ健康寿命を延ばしていくことが必要です。
- 診療所の医療体制の現状の周知を図り、村民の正しい理解を促すことが必要です。
- 高齢化の進展に伴う、村民の機能訓練等の医療ニーズへの対応が必要です。
- 新たな病気や感染症等に適切に対処できるよう、確実な事前情報の収集が必要です。
- 本島への通院等、離島特有の医療負担の軽減に向けた取り組みが必要です。
- 引き続き、恒久的に医師、医療従事者を確保するための方策を検討する必要があります。
- 災害発生時や緊急時の搬送、多数の患者が発生した場合の本島との連携体制強化が必要です。

第3章 健康・福祉

第6節 生活支援

■ 村民生活の目標像

村民は、地域活動や就労等、社会参加のための様々な機会を活用しながら、社会保障制度に対する公平な負担のもとみんなが自分の将来像を意識しながら準備を整え、老後の不安がなく生活している。

■ 現状

少子高齢化の進行による、現役世代の人口減少に伴い、高齢者や女性の就業が進み、より多くの人が続いて働くようになることが見込まれます。このような社会経済の変化を年金制度へ反映させるため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金支給の在り方の見直しや受給開始時期の選択肢の拡大等、様々な年金制度改革が進められています。

本村の年金納付率は、沖縄県平均よりも上回っている状況ではありますが、全国平均には及ばない状況です。自らの老後の生活を不安なく生活できるように、日本年金機構と協力・連携しながら国民年金保険料納付の勧奨と保険料免除等の制度に関する情報を周知していく必要があります。

さらに全国では、高齢ドライバーによる事故が多発しており、それに伴い、高齢による運転免許証の返納者も増加傾向にあります。本村においても同様に運転免許証を返納したことで、日常生活に必要な交通手段がなく、生活に支障を来している交通弱者も増えており、支援策が求められています。

また、生活保護世帯においては、平成27年度をピークとして全国的に減少傾向にある一方で、県では、ゆるやかな増加傾向にあり、本村においても例外ではなく、今後のさらなる高齢化の中で適正な社会保障制度の運用がなされるよう対策が求められています。

■ 主要な課題

- 国において年金制度が度々変更されており、関連する情報を迅速に収集するとともに、村民への周知、窓口相談等の対応を行うことが必要です。
- 経済的理由等による保険料の免除制度を活用したうえで、年金未納者の対策を強化することが必要です。
- 生活支援（移動・買い物）が必要な交通弱者に対し支援を図る必要があります。
- 生活困窮世帯及び無年金者や無年金者予備群への対応策検討を、関係機関での連携により推進し、村としての対策を図ることが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 村民の老後の暮らしを支えられるよう、年金制度についての理解を促すとともに、確実な納付の促進に努めます。
- 日常生活に必要な交通手段の確保が困難な交通弱者（高齢者の運転免許返納者含む）の生活に必要な不可欠な移動や買い物の支援を推進します。
- 生活困窮者等、要保護者のそれぞれの実態に応じた生活支援制度の周知及び活用促進を行い、自立した生活を支援します。
- 少子高齢化や核家族化が進むなか、世代間交流を行うことで世代を超えたつながりや相互理解を深め、互いに支えあう地域共生社会を推進します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安（年）				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 村広報誌を利用した免除制度を含めた年金制度の周知	■	■	■	■	■
• 名護年金事務所と連携し個別年金相談会の実施	■	■	■	■	■
• 制度改正に関し、迅速な情報の収集と周知の促進	■	■	■	■	■
• 障害者（児）手帳所持済みの方で 20 歳になる年に障害年金についての説明と請求手続き	■	■	■	■	■
• 65 歳以上の方で老齢年金請求時、障害年金等、請求時における年金生活者支援金の周知と受付	■	■	■	■	■
• 生活困窮者の生活支援事業の推進	■	■	■	■	■
• 要保護者への必要性に応じた生活保護の適用の促進	■	■	■	■	■
• 生活支援（移動・買い物）事業の推進	■	■	■	■	■
• 世代間交流の推進	■	■	■	■	■
• 地域ぐるみで要援護者を支援し、共生社会の形成を推進	■	■	■	■	■

■ 村民に期待する役割

- 世代間交流に積極的に取り組み、相互理解を深め、相互共助に努めることを期待します。
- 誰もがいきいきと自立した生活を送り、老後に不安なく幸せに暮らしていることを期待します。

第4章 環境

第1節 環境教育

■ 村民生活の目標像

村民一人ひとりが身近な地域や世界の環境に対して高い意識をもって生活しており、活力ある地域の産業と伊江島の自然環境が調和して共生している。

■ 現状

地球規模の温暖化の影響と思われる自然災害等で地球環境の悪化が深刻化しており、その要因となっているCO₂の国での排出量は、平成25年度の14億1000万トンまで増加の一途をたどりましたが、平成26年度には13億6,100万トンと減少に転じ令和元年度には12億1300万トンと6年連続で減少しております。国においては「経済と環境の好循環」を掲げ「温室効果ガス2050年実質ゼロ」という高い目標に、今後どう計画し実行、推進していかなければならないか環境負荷低減に向けた意識づけと行動が重要となっております。2019年度（速報値）によると世帯当たりの年間CO₂排出量は2.80トン（二酸化炭素換算）の調査結果が出ておりますが、沖縄県の世帯当たりの年間CO₂排出量は3.17トン（二酸化炭素換算）と地方別平均値（10地方）を上回っております。とくに、エネルギー種別で最もCO₂排出量が多い電気の節電及び省エネ、再生可能エネルギー等の導入ほか、早急な対策対応が求められています。

また、環境保全に関する研究が進み、科学的な事実や技術、制度等に関する新たな情報が発信され、環境に対する考え方も変化し続けています。

そうしたなか、沖縄県においては、環境教育プログラムが作成され、地域の環境特性や各地域の住民ニーズに応じた体験型教育が推進されています。

本村においても、村民が主体となった美化活動やごみの削減等の取り組みを継続していますが、今後も、民家体験泊等の観光をはじめとする各種産業や家庭から出るごみの現状等、環境に関する様々な情報を正しく理解したうえで共有し、伊江島の環境のあり方について村民全体で考えていけるように施策を進めていくことが求められます。

■ 主要な課題

- 観光や産業にとって重要な資源となる海の環境や自然植生を守るため、村民一人ひとりの環境への配慮を促し、効果の高い環境教育を推進することが必要です。
- 誰もが関心を持てるような環境学習の機会や、美化活動等の村民の環境活動の実践機会の充実等を強化することが必要です。
- 伊江村で行う環境教育のねらいを明確にするとともに、環境教育に関わる活動（事業）・人材等を体系的に整理することが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 伊江村E&Cセンター等、環境関連施設を積極的に活用し、体験型の教育プログラムの充実を図ります。
- 子どもから大人まで、すべての村民が変わりゆく環境の情報を理解し共有できるよう、身近な地域や世界の環境についての正確な情報を収集整理し、発信していきます。
- 不法投棄やポイ捨て、飼い犬・猫の糞尿処理・繁殖管理（去勢・避妊手術の促進）等、環境と暮らしのルールについて教育、周知、連携を進めます。
- 海の環境保全のため、汚水処理管理、赤土の流出防止に取り組みます。
- 村で受け入れるごみの種別の検討および家庭ごみの減量化対策、家電リサイクル品の廃棄方法等検討を進めます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 伊江村E&Cセンターにおける体感型環境教育プログラムの充実	→				
• 地域や関係機関と連携した「一人でも、家庭でも」無理なく取り組めて効果の高い環境活動の研究と普及	→				
• 自然環境の調査・研究の推進	→				
• TNR 事業の継続及びルール・モラルの構築と推進	→				
• 青年会を中心としたごみゼロクリーン作戦の展開	→				
• 海岸漂着ごみ対策事業の推進	→				
• 不法投棄対策の推進	→				
• 汚水処理対策の推進	→				
• 一般廃棄物収集運搬業者と連携した家電リサイクル品の受け入れおよび処理方法の確立	→				

■ 村民に期待する役割

- 普段の生活のなかで、地域や世界の環境について関心をもち理解を深め積極的に環境保全に努めることを期待します。
- 大人が子どもたちに行動を示しながら環境教育を行うとともに、様々な機会を通じて環境について学んでいる子どもたちからも意見を聞き環境の知識を学び、地域全体で環境に関する意識を高めていくことを期待します。

第4章 環境

第2節 水環境の保全（海の水環境保全）

■ 村民生活の目標像

村民は、生活や産業が水環境に与える負荷について理解し、適切な排水処理に取り組んでおり、伊江島のきれいな海と、衛生的な生活環境が守られている。

■ 現状

国の令和元年度末における污水处理施設での污水处理人口普及率は91.7%で污水处理施設が整備され関係事業が推進されたことにより、高度経済成長期に顕著だった河川や湖沼、湾内の汚濁は大幅に改善されてきました。沖縄県においては平成30年度末調べで、污水处理人口普及率は86.1%にとどまり、本村は81.7%と県平均を下回る結果となっています。

そうしたなか、沖縄県においても、平成28年度に污水处理施設整備の上位計画である沖縄県污水再生ちゅら水プランの見直しが行われ、中期的目標値として2025年度には污水处理人口普及率を約95.4%とし2035年度には100%とする目標を掲げています。

これまで本村では、污水处理施設として具志排水浄化施設により全人口の約30%、合併処理浄化槽の整備により全人口の51.7%で生活排水の処理を行ない水環境の保全に努めてきました。これらの排水処理対策により、村の大切な資源である海の水環境への負荷は低減されてきたと考えられるものの、居住地と海が近いため、一人ひとりの生活や産業活動が海の水質に影響を与えやすい環境であるといえます。今後は、農業集落排水施設の整備による公共用水域の水質保全や、排水未処理区域の解消や赤土の流出による影響の防止等、村民や事業者と連携した総合的な水環境対策が求められます。

■ 主要な課題

- 既存の汲み取りおよび単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を促進することが必要です。
- 浄化槽機能維持のための法定点検の実施を徹底するとともに、し尿および浄化槽汚泥処理施設の整備、老朽化した施設の延命化等を行うことが必要です。
- 生活排水等による環境負荷を低減させるための啓発活動を行うことが必要です。
- 沖縄県污水再生ちゅら水プランの見直しに伴う、適切な排水処理のあり方に関する調査研究を行うことが必要です。
- し尿・生活雑排水等の污水、汚泥や雨水処理を行う為、農業集落排水施設の整備を推進し、公共用水域の水質汚濁防止や悪臭の防止等、環境の改善を行うことが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 循環型社会形成推進交付金事業等の合併浄化槽設置整備事業を継続実施します。
- 農業集落排水施設の整備とともに具志排水浄化施設の負担軽減を図り、排水浄化施設の適切な運営及び汚水処理を推進し、施設を利用した視察学習等の啓発活動も行い海の環境保全に努めます。
- 海の環境保全と土壌の保全の両面から、赤土の流出対策について啓発を行うとともに、流出防止対策を進めます。
- 具志排水浄化施設の延命化を図ります。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 合併処理浄化槽設置整備事業の推進	→				
• 具志排水浄化施設の運営管理の強化	→				
• 赤土流出防止対策事業の推進	→				
• 海岸漂着ごみ対策事業の推進(回収処理)	→				
• 農業集落排水施設の利用推進	●	→			

■ 村民に期待する役割

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽及び農業集落排水への転換に対する理解と協力を期待します。
- 油をそのまま流さない、洗剤の使用量を減らす等、生活排水が与える環境への影響を少なくする工夫を期待します。

第4章 環境

第3節 資源循環・環境産業

■ 村民生活の目標像

村民や事業者および観光客は、ごみの分別や減量に十分配慮しており、廃棄物の量が減少している。また、廃棄物の資源としての活用や適切な処理が進むことで、持続可能な資源循環型の島となっている。

■ 現状

現在、世界的に問題となっています温室効果ガスが起因とされている地球温暖化や異常気象、集中豪雨や台風の巨大化等、多発する自然災害を背景に国においては「温室効果ガス2050年実質ゼロ」を目標に掲げ、脱炭素・循環型社会の構築、持続可能、再生可能なクリーンエネルギーの導入、実用化等の取り組みがなされています。

沖縄県においては、「防災・減災」の観点を新たに加えた沖縄県エネルギービジョン・アクションプランを策定し、大規模な災害に備えて、防災拠点施設等への再生可能エネルギーの導入等が推進されています。また、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブで掲げる基本理念として国と同様に3E+S（安定供給・経済性・環境適合性・安全）の考えのもと、2030年度までに、エネルギーの低炭素化、エネルギーの自立分散化、エネルギーの地産地消化を基本目標に低炭素で災害に強い沖縄らしい島しょ型エネルギー社会の実現を目指しています。本村での取り組みとしましては、伊江村E&Cセンターにて資源物回収を開始し、スチール、アルミ、ペットボトル、ダンボール等の資源循環を図り、最終的な処分量が大幅に減少しました。また、公共施設や防災施設の機能を有する伊江小学校・福祉センターへ太陽光パネルおよび蓄電池を設置する等、再生可能エネルギー等の資源循環型社会に向けた取り組みを行ってきました。

一方で、離島ゆえの課題として資源ごみのガラス瓶やプラスチック容器、紙製容器、粗大ごみや家電製品、廃棄自動車等の収集搬出や再利用、再商品化する等を行う、利用者・処理業者のコスト高や負担増が課題となっています。

また、今後スサカ処分場及び産業廃棄物最終処分場の逼迫が予想され、代替地の計画・整備の取り組みを進めていく必要があります。

■ 主要な課題

- ・ 村民や観光客、本村にいる全ての人へ、ごみの分別や減量、節電、省エネ、エコについての働きかけを行うことが必要です。
- ・ 既存資源の再生利用を推進し、有効な活用策を導入検討することが必要です。
- ・ 新たな持続可能、再生可能エネルギー資源の利用可能性を検討することが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- ごみの排出量削減に向け、ごみの分別や再生可能資源の活用等、村民や観光客等の積極的な取り組みを支援します。
- 環境に配慮したクリーンエネルギー等の導入、活用方法を検討します。
- 国、県の環境政策や環境関連技術の開発動向の把握に努め、導入の必要性や可能性について検討します。
- 循環型社会の形成を目指し、新たな再生可能エネルギーの導入を検討します。
- スサカ処分場・産業廃棄物最終処分場の代替地の計画・整備を進めてまいります。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)					
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	
• 節電・省エネ・脱炭素・温室効果ガス排出削減の推進	→					
• 資源ごみのリサイクル化、循環型社会形成の推進	→					
• クリーンエネルギー等の導入、活用方法の検討		●	→			
• 太陽光発電等の再生可能エネルギー等活用の促進	→					
• 新たな再生可能エネルギーの導入検討		●	→			
• スサカ処分場・産業廃棄物最終処分場の代替地の計画・整備	●	→				

■ 村民に期待する役割

- 家庭ごみの減量化や再生可能エネルギーの利用促進、持続型資源循環の取り組みを積極的に進めていくことを期待します。
- エネルギー種別での Co2 排出量が圧倒的に多い電気の使用量を減量するために省エネ、節電にも積極的に取り組んでいくことを期待します。

第5章 生活・安全

第1節 消防・救急

■ 村民生活の目標像

村民が、火災の防止や日頃から体調管理を行う等、救急要請の減少に努め、限りある資源を有効に活用し、必要な人に必要な対策が講じられている。

■ 現状

国においては、火災による死者の多くを高齢者が占めており、住宅火災による死者数の増加が懸念されています。平成16年には消防法の改正で、住宅用火災警報器の設置が全国で義務化されており、村内の住宅用火災報知器においても更新時期等、必要性、重要性を広く周知し、機器更新を行っていく必要があります。

また、救急需要の増大に伴い、救急車の到着や病院への収容が遅延傾向となったこと、世界的大流行となった指定感染症である新型コロナウイルス感染症による感染拡大をうけ、搬送および受け入れの実施に関するルールの策定や消防機関および医療機関等が参加する協議組織の設置等の取り組みが行われてきました。

こうしたなか、沖縄県では、平成27年10月に沖縄県消防指令センターの運用が開始されました。また、沖縄県消防指令センターの運用開始を受けて、携帯からの通報を固定電話と一括して受信するシステムの運用を図っています。

本村では、住宅用火災警報器を各家庭に設置するとともに、老朽化していた緊急車両(消防車・救急車)の更新を行い、地域の消防力の強化を進めてきました。さらには、火災予防の啓発活動として、毎年保育所・学校・老人ホーム等の総合避難訓練を実施しています。

救急体制の整備については、これまでに救急患者搬送費助成等を行い、診療所においては連絡網、マニュアル等の緊急時体制を整え、ホットラインも開設しました。

また現在、年間80人程度が毎年救急搬送されており、伊江村救急患者搬送船「みらい」の安定運用、沖縄北部地域救急救助ヘリ「やんばるレスキューヘリ」との連携による救急搬送体制の確保が行われています。

■ 主要な課題

- ・ 伊江村救急患者搬送船「みらい」の安定運用が必要です。
- ・ 消防施設(車両等)の適正維持が必要です。
- ・ 消防団員の安定確保や、団員の専門知識、技術のさらなる向上が必要です。
- ・ 村民や行政、消防団員の基本的な消防・救急救命能力の向上が必要です。
- ・ 住宅用火災警報器設置・取替えの推進が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- ・ 伊江村救急患者搬送船「みらい」の安定運用、沖縄北部地域救急救助ヘリ「やんばるレスキューヘリ」や本部町今帰仁村消防組合や那覇市消防局との連携による救急搬送体制を充実させます。
- ・ 水道事業と連携した消火栓の計画的な設置や消防車両の更新等、消防力向上のための基盤整備を図ります。
- ・ 消防団が、より専門的な知識や操作を習得できるよう県消防学校への派遣研修制度を確立するとともに、移動消防学校を活用して村内での訓練を充実させます。
- ・ 中小規模店舗や飲食店においても、火災避難訓練や消火訓練を実施するとともに、村民が基本的な救急の知識や技術を身につける機会を充実させます。
- ・ 日頃からAED講習会等を定期的実施するとともに、役場職員や消防団員の消防学校の受講を促進し、安全安心で災害に強いむらづくりを目指します。
- ・ 住宅用火災警報器の更新等、必要性を広報誌や村ホームページ等を活用し周知します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
・ 伊江村救急患者搬送船「みらい」の安定運用	▶				
・ 火災警報器更新事業の推進	▶				
・ 消火栓設置事業の推進	▶				
・ 消防団員の確保、操法能力向上、連携体制の強化	▶				
・ 村民に対するAEDの基礎知識・技術講習の実施の促進	▶				
・ 「やんばるレスキューヘリ」との連携	●	▶			
・ 広報誌等を活用した住宅用火災警報器の更新の周知	●	●			

■ 村民に期待する役割

- ・ 救急活動等で村全体で限られている資源(車両・人員等)を村民が理解をし、安易な救急要請は行わず、自助・共助で対応する事が必要です。
- ・ 民家体験泊事業者が、宿泊客の安全安心を確保するために、救急連絡網を把握するとともに、初期消火活動が迅速に行えるよう消火訓練を行うことが求められます。
- ・ AEDの取り扱い等の救急救命に関する基礎知識・技術の習得に積極的に取り組むことを期待します。
- ・ 消防団の活動意義への理解を深め、消防団員の安定確保、地域防災力向上に繋がります。

第5章 生活・安全

第2節 防災

■ 村民生活の目標像

村民一人ひとりが、非常時における行動を把握し、迅速に早急復旧を図り、かつ安全に避難することにより、被害を最小限に留めることができ、災害発生時でも安心して生活できる。

■ 現状

近年、世界各地で、局地的な豪雨や台風、地震とそれに伴う津波等の自然災害が発生しています。そうした事態を踏まえ、国においては、災害対策基本法の改正が繰り返され、災害への対応のあり方が見直されており、国土強靱化の策定も行われてきました。

本村では、以前から、災害時に避難誘導等を迅速かつ的確に行うため、個別受信機の無償貸与や、防災無線の発電機の設置等を進めてきました。その後、東日本大震災を受け、伊江村地域防災計画を改定するとともに、防災備蓄倉庫や救急搬送船、生活必需品・非常食等の整備を行いました。また、新型コロナウイルスの世界的大流行をきっかけに、避難所での感染予防・拡大防止の在り方が全国的に問われ、本村でも避難者同士の感染を防止するため、パーティションや簡易ベッド、消耗品として消毒液やマスク等の整備も行いました。

また、本村では、全国平均より高齢者の人口割合が高いことから、ひとり暮らしの高齢者の避難誘導や支援が重要であることに加え、民家体験泊等を中心に村内への国内外からの観光客が年々増加していることから、一時的に本村に滞在している人々の円滑な避難誘導や支援も求められます。本村は本島から離れており、本島との交通が遮断された際の生活物資の確保や、緊急輸送体制の構築が問題となっています。

さらに、戦時中の不発弾が村内各地に残存している危険性があり、自衛隊等の関係機関と連携し対応していく必要があります。

■ 主要な課題

- 高齢社会に対応した避難指示・支援体制を構築することが必要です。
- 災害の被害を最小限に食い止めるための対策を行うとともに、本島との交通が遮断された場合に備え、復旧までの生活物資を確保しておくことが必要です。
- 戦時中の不発弾が各地に残存している危険性があり、適切な対処が求められます。
- 災害対策基本法や関係法令の改正、村の実情等に合わせ、伊江村地域防災計画の見直しや、各種災害対応計画の策定に取り組むことが必要です。
- 観光協会や物産センター等との連携により、民家体験泊等における観光客への防災意識の啓発を図ることが必要です。
- 地域に住む住民が平常時から互いに協力し合い、「自分たちの村は自分たちで守る」という認識のもとに、自主防災組織の結成を進めることが必要です。

第5章 生活・安全

第3節 交通安全・防犯

■ 村民生活の目標像

村民が思いやりを持ち、交通事故の減少・犯罪のない環境づくりに努め、暮らしやすい環境で村民が安全・安心に暮らしている。

■ 現状

国における刑法犯の認知件数は、近年減少傾向となっておりますが、子どもを狙った犯罪や高齢者への詐欺事件等、犯罪が複雑多様化しています。

また、交通事故発生件数は、全体的に減少傾向にあり、若者の死者数の減少は特に顕著で、20年程前の10分の1程度となっております。高齢者の死者数も減少傾向にありますが、全死者数の半分以上を占めています。

一方、飲酒運転による死亡事故や自転車による交通事故、深夜高速バスの居眠り運転事故等を背景に、道路交通法が随時改正がなされてきました。

そのため、自転車運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定が整備されたほか、酒気帯び運転や過労運転等で交通事故を起こして人を傷つけた場合も運転免許の仮停止の対象となる等、安全安心を守るための交通ルールの見直しが行われています。

本村では、防犯灯・カーブミラーの設置や交通安全指導、飲酒運転根絶に向けた取り組み等で、犯罪や事故等を防いできました。物損事故は平成28年から年々減少傾向にはありますが、人身事故が発生しているため、今後も継続して交通ルールの遵守を促していく必要があります。

■ 主要な課題

- 夜間の防犯対策を図るため、街灯の設置等環境の改善が必要です。
- 観光客への交通安全の呼びかけが必要です。
- 引き続き、村民の防犯への協力と飲酒運転防止等、交通安全に対する意識向上を促すことが必要です。
- 交通弱者への対策が必要です。
- 高齢者を対象とした安全運転講習を実施する等、交通ルールやマナー等、自分の身を守る知識・技術が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 警察、防犯協会、交通安全協会、青少年健全育成協議会と連携して、防犯・交通安全意識を高揚させます。
- スクールゾーンを中心とした防犯灯の設置や、犯罪が発生しやすい死角の解消等、防犯に配慮した公共空間の環境整備を進めます。
- 事故の未然防止のため、村民の日常生活や観光客の行動から危険箇所を把握し、安全対策に結び付けます。
- 子どもたちや高齢者が安全に生活できる道路環境整備を進めます。
- 関係機関と連携し、シニアカーの安全運転講習会を継続して実施していきます。また、高齢者の運転免許更新を円滑化するための支援策を検討します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 事件事故に関する被害等各種相談窓口体制の強化	→				
• 夜間防犯灯設置事業の推進	→				
• 交通安全意識、防犯意識向上のための村民、来訪者に対する啓発活動の促進	→				
• 子ども、高齢者への交通安全講習の強化	→				
• シニアカーの安全運転講習会の実施および高齢者の運転免許更新を円滑化するための支援策の検討	●	→			

■ 村民に期待する役割

- 自分の身の回りから、防犯活動を始めることが求められます。
- 飲酒運転や無謀運転の危険性を理解し、被害者にも加害者にもならないような行動を心がけることが求められます。

第5章 生活・安全

第4節 上水道

■ 村民生活の目標像

村が、適正かつ合理的に水道施設を管理し水道会計を運営することによって、安全安心な水道水が需要に合わせて安定的に供給され、村民の生活環境の改善と公衆衛生が向上している。

■ 現状

上水道は、国民の生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインであり、国における普及率は平成30年度時点で98%となっています。

地震等の自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制の構築等が必要とされています。

現在では、日本各地で過去に建設された施設や老朽管等が更新時期を迎えており、老朽化等への対応が急務となっています。そして今後の人口減少も見据えた、より効率的な施設更新と財政運営が必要です。

本村においては、約15%が島内の水源、85%が沖縄県企業局名護浄水場からの送水となっており、常時確保されている村内配水池貯水量は約5,000t（3日分）程度となっています。

これまでの施設整備により、本村上水道の普及率は100%となっていますが、依然として漏水の問題が発生しており、今後も継続して改善に向けた対策が必要となっています。

■ 主要な課題

- 安全安心な水の供給のため、浄水設備の更新と水質監視体制の強化が必要です。
- 施設の更新には、地震等の災害に備えた耐震施設の建設が必要です。
- 自己水源の有効活用のため、効率的な施設運用が必要です。
- 漏水防止対策として、監視体制の強化と迅速な対処が必要です。
- 上水道施設における省エネや経費削減の工夫が必要です。
- 水道事業の抜本的改革のため、広域化や民間経営手法導入等の検討が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 老朽化した水道施設については耐震基準に適合する施設への更新を進めるとともに、適切な維持管理のための保守・点検・改修のあり方を効率化します。
- 受水費抑制のため自己水源の集中監視及び遠隔制御システムを整備し、効率的な運用で限りある原水を有効活用します。
- 漏水の早期発見早期復旧のため配水管理を徹底し、漏水ポイントの特定に努めて合理的な修繕や施設整備を行います。
- 村民サービスの質を維持したうえで、水道事業の広域化や外部委託等の民間活用も検討し、経営の健全化を図ります。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• RC 配水池の更新及び緊急遮断弁設置			●——●		
• 配水本管耐震化推進				●——→	
• 湧出水源ポンプ更新及びポンプ室災害対策	●				
• 水道メータ検針の自動化	————→				
• 水源の遠隔監視及び遠隔制御装置導入	●——●				
• 浄水設備更新及び施設の監視体制強化		●——→			
• 県水受水方式の変更と小水力発電設備導入の可能性調査	●				
• 経営戦略に基づく経営の安定化	————→				
• 沖縄県水道事業広域連携の推進	————→				

■ 村民に期待する役割

- 水が貴重な資源で、水道施設は村民が利用できる大切な財産であることを理解し村の施策に協力することを期待します。
- 水に親しみ、水源や水道施設を清潔に保ち、水の適正かつ合理的な使用に努めることを期待します。

第5章 生活・安全

第5節 村民の移動円滑化

■ 村民生活の目標像

村民は利便性の高い快適な交通手段を活用し、日常生活、通院又は緊急時でも適正な費用で島と本島間を円滑に移動できる交通体系が確保されている。

■ 現状

わが国においては、交通に関する施策について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上と経済の健全な発展を図る目的で交通政策基本法が平成 25 年に施行され、日常生活に必要不可欠な交通手段の確保として、離島の交通事情に配慮した施策を講ずることとされております。

沖縄県は日本屈指のリゾート地であり、国内からの旅客だけでなく、近年ではインバウンド旅客も急増していることから、航空機の発着回数の増加や北部地域への慢性的な交通渋滞等の問題を抱えております。

本村の海上交通においては、伊江港・本部港間を通常4往復するカーフェリーが運航しております。平成 24 年には「いえしま」、平成 30 年には「ぐすく」が就航しバリアフリーとスタビライザー等、最新装備を備え、且つ、フェリーの大型化により需要の伸びる民泊・観光入域客への受け入れの対応が図られました。

一方、「ぐすく」の用船（賃貸料）等の要因により令和元年度より赤字航路に転じ国・県の運営補助金により損益を補填し船舶会計を運営している現状であります。

また、伊江島空港は、利用客の減少により昭和 52 年 2 月に定期便が運航を休止し、暫時運航していたチャーター便も現在は運航休止状態であります。しかし空港の再開は、村民の移動円滑化だけではなく、観光行動の多様性の観点から合理的な選択肢となり、これからの観光産業の振興を図るうえで効果的になると考えられます。

■ 主要な課題

- 船舶会計の健全化（赤字会計からの脱却）が必要です。
- 広域的な移動や、災害時、緊急時の移動について検討が必要です。
- 本部港に村民だけでなく来訪者向けの駐車場を確保することが必要です。
- 悪天候時における船舶の避難港の確保が必要です。
- 増加傾向にある外国人観光客に対応するため、船舶における英語以外の外国語への対応が必要です。
- 乗組員の育成確保が必要です。
- 空港の利活用について、関係機関との協議が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 航路運営補助金制度を活用し、安定的な運営を行います。
- 空路や架橋等、海路以外の本島への交通について、今後、詳細な調査研究を行い、架橋建設に向けた具体的な課題抽出や建設費用等について情報提供を県に要請していきます。
- 民家体験泊をはじめとする観光客や島内外を往来する村民がともに、いつでも確実に船舶を利用できるような運航を行います。
- 講師を招聘し、外国語の講習会を開く等、外国人観光客も安心して移動できる環境づくりを進めます。
- 空路を活用した定住環境の向上と観光客の受け入れによる地域振興の発展に向け、課題解決を図りつつ、伊江島空港の運航再開に向けた調査に各関係機関と取り組みます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 本島との架橋に関する検討	—————▶				
• 「いえしま」の代船建造の推進	—————▶				
• 本部港屋外駐車場の立体化への取り組み	●	●			
• 外国語への対応強化	●				
• 村営船舶の旅客サービスの向上	●	●			
• 伊江島空港の有効活用策の検討	—————▶				

■ 村民に期待する役割

- 離島住民割引運賃制度と本部港駐車場を連携した利用促進に期待します。
- フェリー乗船時の感染症対策への協力を期待します。

第5章 生活・安全

第6節 島内交通基盤の充実

■ 村民生活の目標像

村民は、環境負荷が低く利便性の高い交通手段を活用し、快適に仕事や生活を営んでいる。また、訪問客もこのような交通環境を活用し、島内をスムーズに移動しながら観光等を楽しんでいる。

■ 現状

高齢化社会を背景に、全国的に公共交通の必要性が認識されていますが、その一方で、経営を維持するだけの十分な需要が見込めない地域も多く、経営面での維持可能性と生活保障としての機能の両立が大きな課題となっています。

また、公共交通における環境配慮も進められており、新エネルギーの活用や電気自動車の活用等の検討が進められています。

本村では、カーフェリーの発着に合わせ、1日8往復（土日祝祭日は6往復）の路線バスが運行されているほか、島内には民間のタクシーやレンタカー、レンタサイクルもあり、村民や観光客の重要な移動手段となっております。

一方、これらの交通を支える道路をはじめとするインフラは、塩害の影響もあり急速に老朽化が進んでおり、耐震補強も含めた維持管理が喫緊の課題となっています。

今後、持続可能な島内交通基盤を目指し、観光の価値を高める意味でも、環境に配慮した交通手段の充実や安全で快適な交通基盤の整備と効率的な維持管理が求められます。

■ 主要な課題

- 観光振興のために、来訪者の島内での手軽な移動手段の確保が必要です。
- 地域の気候も踏まえ、歩行者も快適に歩ける道路環境の整備が必要です。
- 村民にも観光客にとっても快適な道路および沿道景観の形成が必要です。
- 公共交通への新エネルギーの活用や自転車、電気自動車等の環境負荷の低い交通手段の活用が必要です。
- 県道整備について、関係機関と連携を図り、観光振興等のための整備に向けた調整を進めていくことが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 路線バス運行維持の検討およびコミュニティバス・デマンド交通への転換を検討していきます。
- 県道等のサイクリングロードや遊歩道の整備を検討していきます。
- 道路整備については、これからの時代における必要性を精査し、計画路線や新規道路整備計画等を柔軟に見直していきます。
- 村民と観光客に配慮した景観の整備に、地域との連携のもと、取り組みます。
- 島内交通における環境負荷低減策を検討していきます。
- MaaS の実用化及び自動運転の導入を推進していきます。
- 県道整備について、村の具体的な整備方針を県と調整していきます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 島内の移動手段の最適化の検討	→				
• 地方バス運行対策事業の推進	→				
• コミュニティバス・デマンド交通導入の検討・活用	●	→			
• サイクリングロード、遊歩道計画の検討	→		●		
• 街路樹整備、沿道景観整備の推進	→		●		
• 新エネルギーの活用、自転車、電気自動車等の活用	→				
• MaaS の実用化及び自動運転の推進	●	→			
• カーブミラー・ガードレール、道路照明等の交通安全施設の整備と維持補修	→				
• 県道・村道整備事業の推進	→				

■ 村民に期待する役割

- 日常的に利用している道路で発生する破損や危険等に関する情報を行政に伝える等、効率的・効果的な維持管理への協力を期待します。
- 沿道空間の修景緑化活動や清掃を行政と一緒に取り組んでいくことを期待します。
- 自動運転を取り扱う車両を積極的に導入し、ICT の活用に向けての認知向上を期待します。

第5章 生活・安全

第7節 住環境

■ 村民生活の目標像

快適で良好な伊江島らしい地域環境や良好な家で、新たな定住者とともに、安心して快適に暮らしている。

■ 現状

国においては、平成18年に制定された住生活基本法のもと、機能性、安全性の確保や環境負荷の低減、低所得者・被災者・高齢者への配慮、住宅の維持管理と流通等に鑑み、住宅の「量」の確保から、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への転換に向けて取り組んでいます。

特に、住生活基本計画が改定された平成23年以降は、ハード面に加え、ソフト面の充実により住生活を向上すること、老朽マンション対策等、住宅ストックの管理・再生対策を推進すること、新築住宅市場に加え、既存住宅流通・リフォーム市場の整備を推進すること等に力が入れられてきました。さらに、平成28年3月には平成28年度～平成37年度を計画期間とする「新たな住生活基本計画」が閣議決定され、少子高齢化等の課題を正面から受け止めた新たな住宅政策の方向性が提示されました。

また、全国的に空家の発生が問題となるなかで、平成26年11月に、平成27年2月に施行される空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、市町村は、空家等に関する対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努力することが求められています。

本村においては、これまでに9箇所の公営住宅の整備を行い、住宅の確保に努めるとともに、民間住宅のリフォーム支援等を行い、良好なストック形成を進めてきました。

一方で、民間住宅の一部には適切に管理されず放置され老朽化した空き家等が増加し、倒壊、犯罪、火災等の危険性や周辺住民の生活環境への悪影響が懸念され適切な対応が求められます。

■ 主要な課題

- 関係各課で連携を図り、新たな居住者を迎え入れる体制の整備や、空家対策・活用策の検討、低所得者の住宅確保の検討等が必要です。
- 既存の住宅ストックを活用した、良質な住宅環境を確保するための方法を検討することが必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 村の住宅事情に関する情報提供窓口を整備し、村外との連絡体制づくりを行います。
- U・Iターン者や医師等、専門職等の人材を受け入れるため、求人情報や住宅情報を収集し、窓口の設置等の体制を構築することで、U・Iターン者の定住促進を図ります。
- 民間住宅との共存に配慮した、低所得者支援住宅の充実のため、空き家ストックの活用を検討します。
- 景観の維持、防犯性の確保、地域活性化等の観点から、空家の改善と活用を進めるため、空家等の所在状態や、所有者等に関する情報の把握に努めます。
- 地域特性を活かした省エネルギー型住宅の普及に取り組みます。
- 住宅のリフォームを進め、バリアフリー化の普及や啓発に努めます。
- 雑草管理やハブの駆除等、住宅地の生活環境維持のための取り組みを充実させます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 村の住宅事情に関する情報提供窓口の開設	●	→			
• U・Iターン希望者への総合的な案内窓口設置の検討		→			
• U・Iターン者等の定住促進		→			
★医療職等専門職への空き家提供の体制の構築	●	→			
• 空家活用のための住宅ストックに関する情報収集		→			
• 居住環境保全区域における景観向上策の推進		→			
• 村営住宅の省エネルギー化の推進		→			
• 総合的なリフォーム等の促進事業の推進		→			
• ハブ買上げ事業の継続実施		→			

■ 村民に期待する役割

- 空家に関する情報提供への協力を期待します。
- 自分たちの生活環境向上と来訪者をもてなす環境の向上のため、一人ひとりが、緑化や清掃等、住宅周囲の空家周辺の雑草管理や景観、生活環境の向上に取り組むことが期待されます。

第6章 協働・地域

第1節 情報基盤の充実

■ 村民生活の目標像

村民は、自律した生活を送るために必要な、行政、教育、医療、福祉、子育て、環境、産業等の情報をいつでも必要な時に、多様な手段を通じて共有している。

■ 現状

情報通信技術の進展は目覚ましく、通信ネットワークの拡大により、その利活用が急速に進んでおり、情報通信基盤の充実が不可欠となっています。

国においては、地域間の情報連携を進めるための地域ICTの利活用を推進しており、特に中山間地域や島しょ部等における総合的な活用が期待されています。

本村においては、インターネットを活用し、村主催の各種イベント等の案内をするほか、双方向のやり取りが行われる環境を整備しました。また、地域の見守り等安全安心を支えるサービスへの活用が考えられます。

さらに、従来からの広報誌や、行政、村のホームページを活用した情報提供を行うと同時に、離島の生活を支援する情報技術の導入にも取り組んできました。

■ 主要な課題

- ・ 災害時等に行政サービスを継続するため、業務継続計画策定を行うことが必要です。
- ・ 業務継続や働き方等の多様性に対応できるリモートワーク等の検討を行うことが必要です。
- ・ 高度化するICT分野への取り組みのため人材育成、体制の強化、セキュリティ等、職員への情報教育を行うことが必要です。
- ・ 村民と行政がともにまちづくりを進めるため、情報を共有できる仕組みを構築することが必要です。
- ・ 村民による情報発信や情報収集をしやすい環境づくりと、そのための人材育成や教育等を地域とともに進めることが必要です。
- ・ 行政においては、課を横断した統合型の情報基盤の整備が必要です。
- ・ 高齢者や低所得者等の情報格差（デジタルデバイド）を取り除いていくための方策が必要で

■ 施策の取り組み方針

- 感染症や災害時でも行政サービスを継続するため、業務継続計画策定を行い、策定後に研修、訓練を実施します。
- 業務継続や多様な働き方に対応できるリモートワークやサテライトオフィスの実現化に必要な環境づくりを行い、高帯域な情報通信を活用した観光振興や、企業誘致活動、新産業創出の推進、村民による利用の可能性を検討します。
- 高度化するICT分野へ対応するため人材育成、体制強化、職員への教育を行います。
- 防災行政無線のデジタル化更新にあわせ、安全・安心を支える情報通信サービスの構築等、防災情報システムと連携した住民への情報伝達の多重化・多様化を図ります。
- 行政と村民の相互の理解を深めるため、地域の声を聞く機会や行政の情報を正確に伝える機会を充実させます。
- 情報通信システムをより効果的に活用していくため、民間事業者との連携を強化するとともに、アウトソーシングやクラウドコンピューティング、情報通信サービスの拡充に必要なインフラ整備等、情報通信に関する方策を検討します。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 業務継続計画の策定	●	→			
★リモートワークやサテライトオフィスの環境整備	●	→			
• ICT分野に対応できる人材の育成、体制強化	●	→			
• 伊江島サテライト・村HPの充実、デジタル防災行政無線の有効活用					→
• 広報誌(イーハッチャー)の発刊					→
• 区長会を通じた行政情報の伝達と地域情報の収集					→

■ 村民に期待する役割

- 各世代が情報交換の場所をもてるよう、地域のなかで工夫することが期待されます。
- 情報を適切に活用するために、一人ひとりが情報の正確な集積に努め、把握できた情報を適切に活用している。
- 村民の情報リテラシーの向上や啓発活動を前提としたICT資源の利用促進が求められます。
- 地域の問題や課題を地域で取りまとめ、個人情報保護に配慮しながら共有できるような、地域コミュニティの体制づくりが求められます。

第6章 協働・地域

第2節 新しい公共

■ 村民生活の目標像

村民及び多様な主体（団体）が地域課題を共有し、各々の知識や経験を提供しあい、公共の主体として、行政と協働しながらむらづくりを行っている。

■ 現状

高度経済成長から安定成長期をへて、成熟期に入った日本社会では、少子高齢化相まって、これまでのような飛躍的な経済成長は期待できず、限られた財政状況のなか、多様な主体が参画・協働し公共サービスの担い手になってくる時代となりました。

医療・介護・保育・教育等をはじめとしたサービス分野における、NPOやその他の住民活動によって、また、マイクロファイナンスや農林水産業・文化・芸術・環境等の分野における新規性のある方法による事業展開によって、行政や企業ではできない、現場に即した手法で、地域を支える力が必要とされています。

これからは、住民一人ひとりが公共の主体であるという当事者意識をもつとともに、様々な主体が合意形成を図り公共における課題を協働で解決することを目指す「新しい公共」の実現が、「新たな成長」を可能にするものとして期待されています。

本村においては、「ユイマール」に代表される助け合いの精神のもと、各区が区民の参加による地域行事を積極的に実施する等、地域における活動の仕組みが今も存在しています。しかし生活様式の変化等により、そのあり方が問われる場面も多くみられるようになってきました。

このようななか、定期的実施される区長会での住民ニーズ把握に努めるとともに、適宜、地域を巡回する行政懇談会を行い、村民と行政との協働の基盤づくりに努めています。

■ 主要な課題

- 村民一人ひとりが公共の主体であるという当事者意識と、行政が、村民や事業者から「公共」の核になる部分を委任されているという自覚のもとに協働する「新しい公共」の意識醸成が必要です。
- 社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO、行政等、各団体間の協力体制の強化が必要です。
- ボランティア活動の育成や、保健師・社会福祉士、ヘルパー、資格者等の有資格者の育成が必要です。

第6章 協働・地域

第3節 効率的・効果的な行政経営

■ 村民生活の目標像

職員一人ひとりが意欲をもって、地域の課題や村民ニーズを的確に捉えられ、必要な事務事業が財政状況を踏まえながら効率的かつ効果的に実施されている。

■ 現状

社会が求める公共ニーズが大きく変化・多様化するなか、行政においても経営感覚をもって社会情勢の変化に対応し、自己責任、自己決定にて実践していくことが求められます。

地方自治体は、公共における行政としての役割を見極め、地域の自律的な経営に向けその能力を発揮することが求められており、限られた職員で住民サービス向上のため、職員の能力向上が強く求められています。

本村においては、これまで行財政集中改革プラン等により、職員数の適正化や効率的な行政運営のための取り組みが進められてきました。

しかし、産業や人口の規模が小さいことから財政基盤が弱く、自律的に地域を運営していくためには、経済基盤の強化と、官民のパートナーシップにより、発展させることが求められます。

また、今後の協働社会における地域経営においては、主権者である村民に対し、行政活動の説明責任を果たしていくことが求められます。

■ 主要な課題

- 行政に対する村民の理解と信頼を得て、適正かつ公平な負担を実現していくことが必要です。
- 公共施設を最大限有効活用する方策の検討と、効率的な運営に向けた柔軟な対策が必要で
- 産業の振興等経済基盤強化のために、十分な自主財源を確保することが必要です。
- 効率的で効果的な行政経営のため、定期的に職員を採用し、職員の年齢構成の適正化や職員一人ひとりの能力向上が必要で

第6章 協働・地域

第4節 米軍用地対応

■ 村民生活の目標像

先人から受け継いできた伊江島の土地を、時代にあった適切な形で利用することで、自分の島に誇りをもって暮らしている。

■ 現状

沖縄県には、平成31年時点で、32の米軍専用施設があり、その総面積は1万8,494ヘクタールを占めている。米軍基地は沖縄県の総面積の約8%を占有しております。

国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.27%が集中しており。また、陸上だけではなく、27の水域と20の空域が訓練区域として米軍管理下に置かれ、漁業の制限や航空経路の制限があります。

沖縄県の米軍基地の返還については、面積にしておよそ19.1%の返還にとどまっております。そのため、騒音問題や事件、事故の発生等、依然として県民の生活に対する影響は大きくなっています。

このようななか、平成27年に平和安全法制（新法1法、改正10法）が成立する等、国民の安全保障をめぐる法律の見直しが行われていますが、普天間基地の移設計画等に関して、国と沖縄県との協議が難航し多くの課題が残されています。しかし、平成27年に改正された、平成24年施行の沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき県内数カ所が特定駐留軍用地跡地に指定され、返還の兆しが見られます。

本村においては、軍用地面積が801.5haで村面積の35.2%を占めており、土地利用上の大きな制約となっています。かつては、普天間基地の移転候補地として名前が挙がりましたが、本村は、これ以上の基地の負担は容認できないとして迅速に意思表示を行い、村の適正な土地利用の維持に努めました。近年では、平成24年に普天間飛行場にMV-22 オスプレイが配備されたことによる伊江島補助飛行場での運用が開始、平成30年に戦闘機を前線に輸送する強襲揚陸艦の甲板に見立てた着陸帯、通称LHDデッキが設置される等、基地の所在は、村民生活に様々な影響をもたらしています。

今後も米軍の県外移転や基地返還問題等、国家間の調整を見守りつつ、村民の安全・安心な生活を確保するとともに、基地が返還された場合の適切な土地利用について検討していく必要があります。

■ 主要な課題

- ・ 現状の土地利用状況の正確な把握が必要です。
- ・ 今後の土地利用を検討するうえでの制約条件の把握が必要です。
- ・ 自然環境の保全や産業の活性化等多面的な視点から将来の土地利用について検討していく必要があります。
- ・ 訓練施設や新型機体等の増加に伴い、基地訓練の騒音対策が必要です。

■ 施策の取り組み方針

- 国に対して、伊江島補助飛行場における訓練計画等の情報提供を求めるとともに、国や県の動向を注視し、迅速かつ適切な対応を取れるように努めます。
- 土地利用の現状を的確に把握し、将来の活用の方向性について検討していきます。
- 粉じん問題等施設から派生する問題の解決に努めます。
- 真謝・西崎区の騒音対策のため、防音工事を行う住環境負担軽減事業の推進に努めます。

■ 今後の具体的な取り組み

取り組みイメージ (★印はリーディングプロジェクトに該当)	実施時期の目安(年)				
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10
• 土地利用調査の実施	→				
• 関係機関との連携による基地の運用実態の情報収集及び負担軽減の取り組みの実施	→				
• 関係機関との協議による粉じん被害対策の推進	→				
• 伊江島訓練場跡地利用計画基本構想の見直し			●		
• 演習場内の植栽事業の推進	→				
• 真謝・西崎区住環境負担軽減事業の推進			●		

■ 村民に期待する役割

- 米軍基地の問題を村の問題としてだけでなく、沖縄県、日本全体の問題として意識し、正しい知識と理解を深めることを期待します。

リーディングプロジェクト

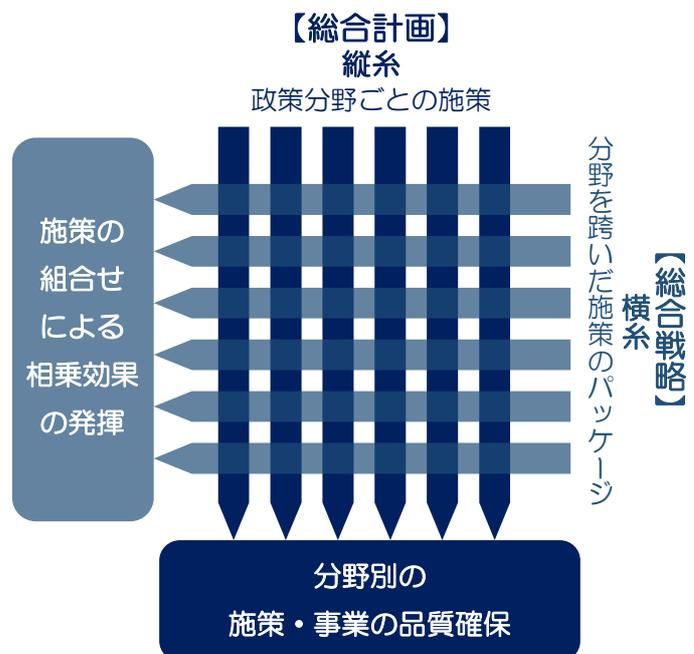
リーディングプロジェクトの位置づけ

本村のリーディングプロジェクトは、内閣府の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げられる4つの基本目標との整合を取り、本村の総合戦略として位置づけています。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標	リーディングプロジェクト	具体的な施策
①稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	産業振興プロジェクト ～地域に根差した産業づくり～	産業の振興
		情報発信
		人材育成
②地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる	Welcome いーかも いーしま いーじま プロジェクト	定住促進
		交流促進
		移住促進
③結婚・出産・子育ての希望を叶える	出産・子育て・教育・ イエ“愛”ランドプロジェクト	地域文化学習
		地域人材の育成
		体育施設の活用
		生涯学習の充実
		世代間交流
④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	住むだけで自然に「健康（幸）」 になれる島プロジェクト	出産・子育て支援
		医療の充実
		健康プログラムの充実
		情報発信の充実
		アルコール対策の推進

■リーディングプロジェクトについて

総合計画は、地域経営の最上位計画として、行政活動の質をマネジメントする「村の経営方針」となり、総合戦略は、総合計画の施策群の中から選ばれた取り組みと、より効果的な目標達成のための起爆剤を組合せた「分野横断型政策パッケージ」として位置づけ、連携することにより、縦系と横系のように一体的に運用されてこそ効果を発揮するものと考えます。



1. 産業振興プロジェクト ～地域に根差した産業づくり～

地域産業を最大限に活かし、農・漁・商が連携して新たな作物や商品、サービスの開発を行い地域に根差した産業づくりを目指します。また、多様化するニーズに対応するため、新たな観光価値の提供(ワークバケーション)や島の農漁産業を活かしたブランドの構築を推進し、地域産業の活性化を目指します。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (R1年度)	目標値 (R5年度)	担当課
年間農業生産額	4,000,000 千円	4,300,000 千円	農林水産課
年間漁獲額	201,383 千円	250,000 千円	農林水産課
農水産物の新規商品開発数	5年で3品以上		農林水産課 商工観光課

【具体的な施策】

(1) 産業の振興

本村の生産業から加工業、観光業までに至る各種産業の連携により更なる産業振興を推進し、本村のコンテンツの磨き上げを行います。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
農業の振興、漁業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 商品価値の高い作物等の導入 販路拡大による安定出荷 堆肥センターの高度化 	<ul style="list-style-type: none"> 新規作物等(農漁)の導入や商品開発に向けた取り組み(調査・実施) 作物等の販路拡大に向けた取り組み 需要に合わせた商品開発(堆肥のペレット化等)
製造加工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> さとうきび資源の充実・活用 	<ul style="list-style-type: none"> 黒糖・ラム酒等の加工品等への更なる活用の可能性調査等
観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> 新規産業の誘致(観光・情報系) 民間企業と連携した観光施設等の機能強化や滞在型観光の推進 体験型・滞在型観光の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ワークバケーションによる観光振興の展開 伊江ビーチ等の観光施設のリニューアル 滞在型観光の誘致に向けた取り組み(調査・実施等) 地域資源(農漁業、歴史・文化)を活用した民家体験泊を含む体験型プログラムの構築 グリーン・ブルー・エコ・スポーツツーリズムの充実

(2) 情報発信

磨き上げられた本村のコンテンツを村外へ発信し、産業振興を促進します。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
観光の振興	<ul style="list-style-type: none">HPやSNS等による情報発信民間企業と連携した情報発信	<ul style="list-style-type: none">特産品販売やイベント等、県外・海外へ情報発信の強化ネットワークの環境整備やSNS等の活用による情報発信

(3) 人材育成

産業の質の向上のために、各種専門人材の育成を行います。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
観光の振興	<ul style="list-style-type: none">各種専門人材の育成	<ul style="list-style-type: none">各種専門家招致による講習や指導

2. Welcome いーかも いーしま いーじま プロジェクト

人と人との交流を通して魅力ある伊江島を発信し、島を知ってもらうため、住みよい環境を整えI・J・Uターン者の移住促進に加え定住化を図り、人口ビジョンの目標とする人口5,000人を達成し、より魅力的な明るい伊江島の未来に希望を繋ぎます。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (R1年度)	目標値 (R5年度)	担当課
村内の入域観光客数	121,820人	130,000人	商工観光課
年間転入者数	180人	200人	住民課

【具体的な施策】

(1) 定住促進

移住後のアプローチと島の住みやすさを提供し、人口流出防止を図ります。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
生涯学習	<ul style="list-style-type: none">地域との交流サポート	<ul style="list-style-type: none">お世話役の設置地域とのつながり促進

(2) 交流促進

スポーツや民家宿体験泊等本村の強みを活かし、地域資源を活用した新たな交流プログラムを推進していきます。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> 健康志向を活かした取り組みの推進 スポーツ合宿を活用した企画立案 	<ul style="list-style-type: none"> 食と運動のコラボレーション企画・アスリートフード講演会等の開催 多様なスポーツ合宿の誘致での村の施設の有効活用 職員によるPVを作成し、SNS配信 村民の興味をリサーチし種目に応じたインストラクターの招待
	<ul style="list-style-type: none"> 民泊を活用し、島の子どもたちを巻き込んだ教育・子育てへつなげる 	<ul style="list-style-type: none"> 食とのコラボレーション 民泊生との給食交流等、伊江村の子どもたちと交流を行い、食育、体験等教育としてのプログラムの提供 学生のスポーツ合宿や教育合宿の誘致

(3) 移住促進

本村の既存の産業の雇用環境の整備や起業、新たなワークスタイルのサポートを行うことにより就業支援と併せて住環境の整備を行い、移住を促進していきます。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
情報基盤の充実、住環境	<ul style="list-style-type: none"> Uターンを見据えた魅力ある島づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信（島の生活状況） 職業のマッチング 住宅確保（空き家対策、貸し手の課題整理） 地域おこし協力隊の有効活用 I・Jターンにフォーカスした島の魅力づくり
雇用・労働環境	<ul style="list-style-type: none"> 雇用従事者の環境整備 ワークスタイルの自由化 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用従事者のための施設整備 空き家の有効活用 サテライトオフィス等のワーキングスペースの確保・構築
	<ul style="list-style-type: none"> 求人情報の整備・発信を行い、企業立地の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 起業のサポート 研修センターの建設 新規就農支援 多様な研修メニューの開発と発信
農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 後継者不足を解消するための集約化 	<ul style="list-style-type: none"> 後継者がいない農家と規模拡大を図る農家のマッチング 農業法人化に対する公的支援(技能・人材確保・資金等)

3. 出産・子育て・教育・イエ“愛”ランドプロジェクト

子どもたちが中学校を卒業するまでに地域資源を知り、体験を通して生まれ育った伊江島を大好きになってもらえるよう、地域の人とのかかわりを通じて自分や地域の良さ、可能性を認識して自己肯定感や豊かな人間性を育みながら、関わる地域住民の生きがいや地域への愛着形成を醸成していきます。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（R1年度）	目標値（R5年度）	担当課
県到達度調査における平均正答率	県平均を下回る	県平均を上回る	教育委員会
全国学力学習状況調査における平均正答率	県平均を下回る	県平均を上回る	教育委員会
全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果	全国平均を下回る	全国平均を上回る	教育委員会

【具体的な施策】

（1）地域文化学習

地域の歴史・文化・伝承を目でわかるように残す等の継承活動を行うことで、村民が伊江島にしかない文化を知り、体験し、地域への愛着形成を推進します。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 地域文化のパンフレット等の作成や講座の開催による周知及び継承 	<ul style="list-style-type: none"> 村内外の人へ地域文化を知ってもらう地域の芸能をまとめたパンフレットの作成 島内に多数点在する歌碑を知ってもらうための講座の開催やわかりやすい漫画等の作成

（2）地域人材の育成

IT 等を活用しながら、専門的知識を持った村民に協力を仰ぎ、地域や教育のために活躍する人材の育成を行います。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識、技能のある人材の活用、形成 専門技術をもった教職員、講師の招聘 	<ul style="list-style-type: none"> 人材バンクの整備 ICT を活用した教育の実践（村外、県外の学校との交流授業、島にいながら高校の授業が受けられる教育支援等） 文化系の活動が盛んになるよう、IT 等を駆使した専門職員による授業や講座の展開

(3) 体育施設の活用

総合運動公園をはじめとする社会体育施設を村民に開放し、様々なプログラムを提供することで、村民のスポーツへの関心、健康増進、競技力の向上を図ります。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
社会体育	<ul style="list-style-type: none"> 総合運動公園の活用 新設される屋内体育施設の活用 	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場での子供の自主性を伸ばし、伊江島の自然を体験する子供向けのカリキュラムを企画 トレーニングに関する専門トレーナーの設置 総合運動公園（野球場・ドーム等）を活用した県外スポーツ団体の誘致 施設整備により自主トレや合宿等の誘致活動や、県内外に向けた施設活用の情報発信 特定日にドームの半分のコートを無料開放日とし、気軽に屋内で遊べる場所を提供

(4) 生涯学習の充実

スポーツだけでなく、文化活動を含む村民の幅広い活動意欲に対するサポートを行い、生活に潤いと生きがいをプラスする取り組みを推進します。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 文化センターの検討及び整備 	<ul style="list-style-type: none"> 資料館や図書館、児童館やカルチャーセンター等が入った複合施設を新設し、村民が地域資源・文化を学び、生涯学習を行える環境の整備を行う
	<ul style="list-style-type: none"> 村文化祭等を開催し、発表・展示の場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 各講座（書道等）やサークル、学校の文化系（吹奏楽や芸能等）の部活等の成果発表や展示の場の設置 活動への意欲を高めるとともに、村民への周知を図る（年1回に限らず、場所の提供を促し、実施回数の増加を図る）
	<ul style="list-style-type: none"> 各講座やサークルの運営サポート 各種講座の企画、サポート 	<ul style="list-style-type: none"> 村民の生涯学習内容のニーズ調査 活動意欲を高めるような講座の企画や、自主講座へのサポート（料理講座、英会話講座、韓国語講座、ハンドメイド、PC教室、家庭菜園等：親子や、お年寄り、若い世代まで参加できる講座）
	<ul style="list-style-type: none"> 人材バンクの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 人材バンクの整備 村内在住の講座の講師になりそうな方に声をかけ、講師を依頼または、ITを活用した遠隔講座の開催

(5) 世代間交流

地域の人とのかかわりを通じて村民が自分や地域の良さ、可能性を認識し、高齢者の生きがいや子どもの自己肯定感や豊かな人間性を育みます。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会や青年会、婦人会等の団体の交流 地域資源（パークゴルフ等）を生かした交流イベントの開催 子供からお年寄りまで集える生涯学習の場の企画（各種講座やサークルに親子連れや高齢者が参加する等） eスポーツでの老人と子どもの交流

(6) 出産・子育て支援

安心して産み、育てていけるよう経済的・精神的負担の軽減を図り、切れ目のない子育てしやすい環境づくりや支援に取り組みます。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
子育て支援・保育	<ul style="list-style-type: none"> 出産施設のサポート 出産前後サポート 母子健康包括支援センターの体制整備と機能強化（妊娠期から子育て期） 	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科医や助産師の派遣の検討 妊娠期から子育て期までいつでも相談できる窓口の設置と専門職が対応できるよう人員の配置 妊娠期から出産後までの女性特有の悩み、授乳等に関する専門職（助産師）に相談や支援が受けられる体制の整備 体調不良や身近に支援する方がいない出産前後のお母さんが、安心して出産・子育てできるように、家事や買い物、子供の送迎等の支援を行う「家事代行サービス」の実施または、費用の助成
	<ul style="list-style-type: none"> 子ども広場（室内）の開設 小児科医や産婦人科医のオンライン相談の導入 子育て支援の情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 土日でも活用する子ども広場を開設し、子どもたちや子を持つ親が交流できる場所の提供 専門医（小児科・産婦人科）によるオンライン相談の導入 育児する母子が集まれる居場所（子育て支援室）を設置 育児サークル等のイベント、子育てに関する悩み等を相談できる場所の確保 村内で子育て支援が充実の村外や県外への情報発信による子育て世帯の定住移住の促進（子育て専門HP開設）

4. 住むだけで自然に「健康（幸）」になれる島プロジェクト

人生 100 年時代の基盤である「健康」を維持、向上させる予防・健康づくりを推進するため、楽しく健康づくりができる環境の整備を行います。治療から予防へ(健康づくり活動の充実)、「新しい生活様式」で激変した生活習慣に対応する新たな健康増進・予防活動を推進します。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (R1 年度)	目標値 (R5 年度)	担当課
村内の特定健診受診率	53.20%	58%	住民課
各種健康教室の参加人数	329 名	400 名 (40 名※)	住民課

※新型コロナウイルス感染症拡大防止策が継続し、参加人数の制限を行う場合

【具体的な施策】

(1) 医療の充実

専門職を安定して確保するために村内の空き家等を活用し住環境を整備し、オンライン診療等の導入により小児科や産科等確保が難しい診療科の専門相談機能の充実を図ります。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
医療の維持 確保	・ 専門職を安定して確保するための住環境の整備	・ 専門職の住宅確保 ・ 空き住宅の活用
	・ 確保が難しい診療科の専門相談の場の充実	・ オンライン診療の導入 ・ オンライン相談の確保

(2) 健康プログラムの充実

健康づくりに対する関心とモチベーションを向上させるための健康プログラムの導入や、食や生活習慣に関する情報の啓発を行い、楽しい健康づくりを推進します。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> 健診受診率を上げる動機付けとなる健康プログラムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 健康ポイント等の導入検討（地域ポイント・IoTポイント） 健診から健康づくりへのフローをつくる
	<ul style="list-style-type: none"> 体育施設等の設備を有効活用した健康プログラムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 体育施設にインストラクターを配置 楽しく取り組める健康づくりプログラムの開発
	<ul style="list-style-type: none"> 健康的な食事を支える環境づくりを推進 ヘルシーでおいしい食事の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 島野菜を活用したヘルシー弁当の開発 健康的なお菓子(おやつ)づくりと提案 減塩アプローチ

(3) 情報発信の充実

健康・医療に関する情報を、SNSを活用し発信することで、利用者の向上を図ります。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> SNSの利活用 	<ul style="list-style-type: none"> 村民が情報を入手しやすいようSNSを発信する。

(4) アルコール対策の推進

人生100年・長く楽しく飲める環境づくりを推進するために、離島のアルコール対策のモデル地域を目指します。

関連施策	取り組みイメージ	具体的な内容・取り組み
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> アルコール対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> アルコールに関する普及啓発 定期的なAUDIT調査の実施

付属資料

1. 総合計画用語集
2. 伊江村振興計画審議会条例
3. 伊江村振興計画審議会委員
4. 伊江村第5次総合計画の策定について（諮問）
5. 伊江村第5次総合計画（案）について（答申）
6. 伊江村第5次総合計画策定フロー

総合計画用語集

あ行		
ICT	英語：Information and Communications Technology 情報・通信に関連する技術一般の総称。	p.1,4,5,31,40,41,42,44,80,83,84,88,95
アウトソーシング	社外から生産に必要な部品・製品の調達や、業務の一部を一括して他企業に請け負わせる経営手法。社外調達。外部委託。	p. 84,86
新しい公共	英語：New Public 公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方。	p.85
ESG投資	従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことを指す。	p.3
イージマグチ	伊江島の方言を指す言葉。	p.49
イージマンチュ	伊江島の人を指す言葉。	p.47
eスポーツ	エレクトロニック・スポーツの略で、講義には、電子機器を用いて行う娯楽、協議、スポーツ全般を指す。	p.97
イノベーション人材	革新を起こす可能性が高い優れた才能を持つ人材。	p. 29,30
インターネット	全世界の複数のネットワークを相互に接続して構築された巨大なコンピュータネットワークで、電子メール、映像／音楽の配信、情報の共有や公開、検索、ショッピング、電話等が利用できる。	p.12,29,30,31,32,40,42,83
インバウンド	本国行きという意味で、一般的に訪日外国人旅行を指す。	p.31,33,37
インフラ	「インフラストラクチャ」（英語：Infrastructure）の略で、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指す。	p.79,84,
AED	自動体外式除細動器（英語：Automated External Defibrillator）。心臓が細かくけいれんし、血液を送れなくなる重い不整脈「心室細動」の患者に電気ショックを与えて救命する装置。	p.70
SDGs	英語：Sustainable Development Goals 国連サミットで採択された2030年までに達成する持続可能な開発目標。	p.1
NPO	「民間非営利団体」（英語：NonProfit Organization）。政府や企業等ではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。	p. 5,54,85,86
FRP	英語：Fiber Reinforced Plastics 軽量化・耐久性・形状の自由度・防錆性のすべての要素で高い性能を兼ね備える特殊素材。	p.27
AUDIT調査	英語：Alcohol Use Disorders Identification test アルコール問題のスクリーニングの一つ。	p.99

オーバーツーリズム	観光客の著しい増加によって、地域住民の生活や自然環境、景観等に対する府の影響をもたらす問題。	p.33
沖縄県エネルギービジョン・アクションプラン	石油依存度の低減、エネルギー源の多様化及びエネルギー自給率向上等を図るため、平成 24 年度に沖縄県が策定した計画。	p.67
温室効果ガス	英語：Greenhouse Gas, GHG 地表面から放される赤外線を吸収し、地表温度の上昇（温室効果）をもたらす気体。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン、代替フロン等がある。	p.5,63,67,68
か行		
ガイドライン	英語：guidelines 国や自治体等の関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安等を示したものの。法的な拘束力はない。	p.34
カリキュラム	（英語：Curriculum ）一定の教育の目的に合わせて、考え出された教育内容とその決まった修業年限の間での教育と学習を総合的に計画したものをいう。	p.4,39,96
かんがい排水	河川等から農業用水を取水（頭首工）し、用水路により田畑に農業用水を運び、農業用水として活用した水を、その後浄化し河川に戻すまでのことをいう。	p.24,25,26
環境負荷	環境に与えるマイナスの影響を指す。 環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加等）および自然的に発生するものがあり、いずれも環境負荷を与える一因である。	p.79,80,81
環太平洋パートナーシップ協定	合計 12 か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定。	p.101
具志原貝塚（ぐしばるかいづか）	島の南海岸、伊江港の砂丘になる貝塚で、初めて沖縄で九州産の弥生式土器が発見された遺跡として知られており、貝器文化を物語る遺跡が豊富である。同貝塚は昭和 49 年の県指定後、61 年に国指定史跡となった。	p. 49,50
国の重要無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等、人々が日常生活のなかで生み出し継承してきた無形の民俗文化財のうち、特に重要なものとして国が指定したもの。	p.49
クラウドコンピューティング	インターネットを經由して、ソフトウェア、ハードウェア、データベース、サーバー等の各種コンピュータ資源を利用するサービスの総称。	p. 84

グリーン・ブルー・エコ・スポーツツーリズム	地方・自然環境（グリーン）や、海・島（ブルー）、スポーツの観戦または参加等、地域固有の魅力を保全（エコ）しながら活用する観光の仕組み。	p. 92
グループホーム	英語：group home 病気や障害等で生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。	p. 55,56
グローバル化	これまで存在した国家、地域等タテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢（すうせい）や過程。語源のグローブ（globe）とは、球体としての地球の意味。	p. 4,44,47
公共サービス	広く一般の人々の福利のために公的機関が供する業務。教育・医療・交通・司法・消防・警察等。	p.85
高次医療機関	診療所等、一般の医療機関よりも高度な技術をもつ医療機関のこと。	p.60
コーディネート	各部を調整し、全体をまとめること。	p.51
黒糖	サトウキビの絞り汁を煮詰めて作る黒褐色の砂糖。	p.14,92
コントラクター	請負業者のこと。	p.24,25
さ行		
自助・共助	個人が、自分で出来ることは自分で（自助）、地域や近隣で協力することで出来ることは協力し合う（共助）ことで、国や自治体がより円滑に行政サービスを届ける（公助）ことができる考え。	p.20,70
サテライトオフィス	企業の本社とは別に設置されている小規模のオフィス。	p.84,94
シニアカー	運転免許が不要で小回りが利く、主に移動に不自由のある高齢者向けの電動のカート。	p.74
しまくとぅば普及推進計画	平成 25 年に沖縄県により、「しまくとぅば」の次世代への継承、「しまくとぅば」の普及推進を目的として策定された計画。	p.49
島建ち教育	子どもたちが 15 歳で島を離れるまでの間に、学力向上はもとより自立して社会で生活していく基礎の習得するため、地域ぐるみで「確かな学力」「豊かな心」「健康づくり」「基本的な生活習慣」の定着に取り組む教育の主要施策。	p.37,39,41,42
しまむん	伊江島で生産された農水産物や、それを加工した特産品をいう。	p.15,16
社会保障制度	国民が傷病、高齢、失業等により所得が減少する等、生活がおびやかされた場合に、国が主体となって国民に健やかで安心できる生活を保障するしくみのこと。	p.4,53,61
住生活基本法	国民に安全かつ安心な住宅を十分に供給するための住宅政策の指針となる日本の法律。	p. 81

住宅用火災警報器	火災報知機の種類で、主に一般住宅に設置され、火災の際煙や熱を感知して音声やブザー音で警報する警報器のこと。	p.69,70
省エネルギー型住宅	断熱、気密、防露、夏の日射遮蔽、換気が次世代省エネルギー基準を満している住宅のこと。	p. 82
消防力	市町村が火災の予防、警戒および鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を確実に遂行し、当該市町村の区域において消防の責任を十分にはたす為に必要な機材、施設および人員のこと。	p. 74,75
情報格差(デジタルデバイト)	IT(情報技術)を利用できる層とできない層との間で生じる格差のこと。デバイトは「分割する」「分裂する」等の意。デジタル格差。	p. 83
人材バンク	厚生労働大臣の許可を受けて職業を紹介する民間の職業紹介業。	p.95,96
人事評価制度	1年間、もしくは半年・四半期等の一定期間、従業員の労働に対する評価をし、給与の昇給額や賞与の額、または、昇進・昇格に反映させる(従業員間に差をつける)こと。	p.88
シンデレラタイム	一般的に肌にとって重要な、睡眠をとるべき時間帯を指す。	p.99
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のことを指す。	p.39,40
スクールソーシャルワーカー	子どもたちが日々の生活のなかで出会ういろいろな困難を、子どもの側に立って解決するためにサポートする人達のこと	p.40
スタビライザー	広義に、安定化させるための装置を指す。	p.77
スポーツコンベンション	最新のスポーツ・健康に関する情報を共有し、関係者間の連携・協力体制を構築するための集会、講演会。	p.33,45
スマート農業	ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用した農業の手法。	p.24,25
生産年齢人口	15歳から64歳の人口のこと。	p.5,53
成年後見制度	判断能力(事理弁識能力)の不十分な者のこと(名称は「成年」であるが、制度上成年者に限定する理由はない)。	p. 54,56
Society 5.0	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、ICT等を活用した新たな社会を指す。	p. 2
ソフト面(の充実)	施設整備等(ハード面)ではなく、組織づくりや人々の協力等によって改善に向けた取り組みを図っていくこと。	p. 14,81
た行		
WTO	英語: World Trade Organization 貿易に関連する様々な国際ルールを定める世界貿易機関。	p. 24

単独処理浄化槽	みなし浄化槽とも言う。尿尿（便所からの汚水）のみを処理するもので、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率 65%以上、放流水の BOD 濃度 90mg/L 以下であることが定められている。	p.65,66
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。	p.57,84
地域 ICT	地域経済の活性化や少子高齢化への対応等の課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するもの。	p.44,83
地域包括ケアシステム	厚生労働省が推進する、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制。	p.53
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。各区市町村に設置される。	p.53,54,85
地域防災計画	各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画。	p.71,72
地下ダム	地下水の流れをせき止め、地下水層に水を貯留するために地中に設けられる遮水壁のこと。	p.24
地産地消	地域生産地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。	p.24,25,28,30,31,32,67
チャレンジデー	健康づくりや地域活性化を図るためのきっかけづくりとなるイベント。	p.46
チューパンジャ人財	「元気のある」「働き者」を意味する 人財＝人の財	p.24
TNR事業	野良猫を捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を行い、元の場所に戻す（Return）方法。	p.64
島しょ部	《「島」は大きなしま、「しょ（嶼）」は小さなしまの意》 大小の島々。	p.83
な行		
ネットワーク	網の目のように作った組織、系列、つながりそのもの。	p.25,44,53,83,93,100
年少人口	0歳から14歳の人口のこと。	p.13
日 EU 経済連携協定	2018年に締結された日本とEU（欧州連合）との間で締結された、貿易や投資等経済活動の自由化による連携強化を目的とする経済連携協定。	p.24

ニューノーマル	新型コロナウイルス感染症をきっかけとした、IT を活用する等、今後変化していく新たな生活様式。	p.4
農地中間管理機構 (農地バンク)	平成 26 年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」。	p.25,26
は行		
排他的経済水域	国連海洋法条約に基づいて設定される経済的な主権がおよぶ水域のことをいう。	p. 31
パヤオ漁業	人工の浮漁礁を設置することで集まる魚を捕まえる漁業。	p.27
バリアフリー	英語：Barrier free 高齢者等の社会生活弱者、障がい者が社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。	p.34,77,82
PV	英語：Promotion Video 宣伝を行うために作成された映像を指す言葉。	p.94
付加価値	あるモノ（素材や製品・サービス）に新しい機能を加えたり、品質を向上させたり、加工する等して価値を高めること。	p.24,26,27,29
フラワーアイランド (構想)	村民との協働による花の植栽活動を展開し、伊江島に年中花が咲き誇り、花を活用したイベントの開催や特産品の開発等花をテーマにした、むらづくりを推進するという構想。	p.15,34
ブランド	ある財・サービスを、他の同カテゴリーの財やサービスと区別するための概念。	p.4,24,25,28, 34,92
粉じん	粉のように細かく気体中に浮遊するちり（塵）状の固体の粒子。	p.90
ま行		
マーケティング	生産者から消費者にいたる財並びにサービスの流れを推進するビジネスの諸活動。顧客は誰か、競争相手は誰か、どのような流通方法が適切かを検討したうえで、商品やその価格、場所、販売促進方法等を検討する。	p. 4,30
Ma a S	英語：Mobility as a Service 一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。	p. 5,80
マイクロファイナンス	低所得者向けの少額金融サービスのこと。貧困対策の側面を持つ、社会的金融の一つ。	p.85
マンパワー	労働力。仕事等に投入できる人的資源。	p. 53
や行		
ユイマール	「結い」を表す沖縄の言葉で、「結びつき」や「助け合い」を意味する。	p.85

U、Iターン	Uターンは、地方で生まれ育った人が一度都心で勤務した後に、再び故郷に戻って働くことを言い、Iターンは、生まれ育った故郷以外の地域に就職することをいう。	p.35,42,82,93,94
ら行		
ラム酒	サトウキビを原料として作られる蒸留酒。	p.30,92
リフォーム	居住中の住宅の改築や改装を行うこと。	p.81,82
リモートワーク	IT ツールやインターネットを活用することで、遠隔でオフィス外で仕事をする事。	p.83,84
レクリエーション	仕事等の拘束あるいは強制によって緊張し疲れた肉体と精神を回復させ、新たなエネルギーを生み出すために、余暇(レジャー)を利用して行われる活動全体をいう。	p.14,15,33,34,46,56
わ行		
ワーケーション	旅行先 (Vacation) で仕事 (Work) をする、リモート技術を活用した働き方。	p.33,36

伊江村振興計画審議会条例

昭和 47 年 5 月 15 日 条例第 35 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊江村振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ伊江村振興計画の策定、その他村の振興に関する重要な事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 伊江村議会の議員
- (2) 伊江村教育委員会の委員
- (3) 伊江村農業委員会の委員
- (4) 伊江村の職員
- (5) 伊江村内公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員の委嘱又は、任命された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、調査審議のため必要があるときは、他の部会と合同して調査審議することができる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画総務課で処理する。ただし、特定の諮問事項に関する庶務は、主管課で処理するものとし、主管課はその経過を企画総務課に提出するものとする。

- 2 特定の事項を諮問するときは、主管課はあらかじめ企画総務課と協議するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (平成16年9月17日条例第22号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

伊江村振興計画審議会委員

役 職	氏 名	機関名又は団体名	条 例 区 分
会 長	謝 花 美 義	識 見 者	学 識 経 験 者
副 会 長	渡 久 地 政 雄	議 会 議 長	議 会 の 議 員
委 員	宮 城 孝 雄	教 育 委 員	教 育 委 員 会 の 委 員
委 員	玉 城 増 生	農 業 委 員 会 会 長	農 業 委 員 会 の 委 員
委 員	儀 保 広 勝	J A 伊 江 支 店 長	村 内 公 共 団 体 の 役 員 及 び 職 員
委 員	八 前 隆 一	漁 協 組 合 長	村 内 公 共 団 体 の 役 員 及 び 職 員
委 員	比 嘉 ナ 工 子	観 光 協 会 会 長	村 内 公 共 団 体 の 役 員 及 び 職 員
委 員	知 念 政 宏	商 工 会 会 長	村 内 公 共 団 体 の 役 員 及 び 職 員
委 員	具 志 川 豊 秀	監 査 員	学 識 経 験 者

伊政第1241号
令和3年1月22日

伊江村振興計画審議会
会長 謝花美義 殿

伊江村長 島袋秀幸

伊江村第5次総合計画の策定について（諮問）

伊江村第5次総合計画の策定について、伊江村振興計画審議会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。

伊審第5号
令和3年3月24日

伊江村長 島袋 秀幸 様

伊江村振興計画審議会
会長 謝花 美義

伊江村第5次総合計画について（答申）

令和3年1月22日付け伊政第1241号をもって諮問のありました、伊江村第5次総合計画については、伊江村振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議した結果、適当であると認めましたので答申します。

なお、総合計画の実現に向けて、下記の事項に十分に留意されるよう要望します。

記

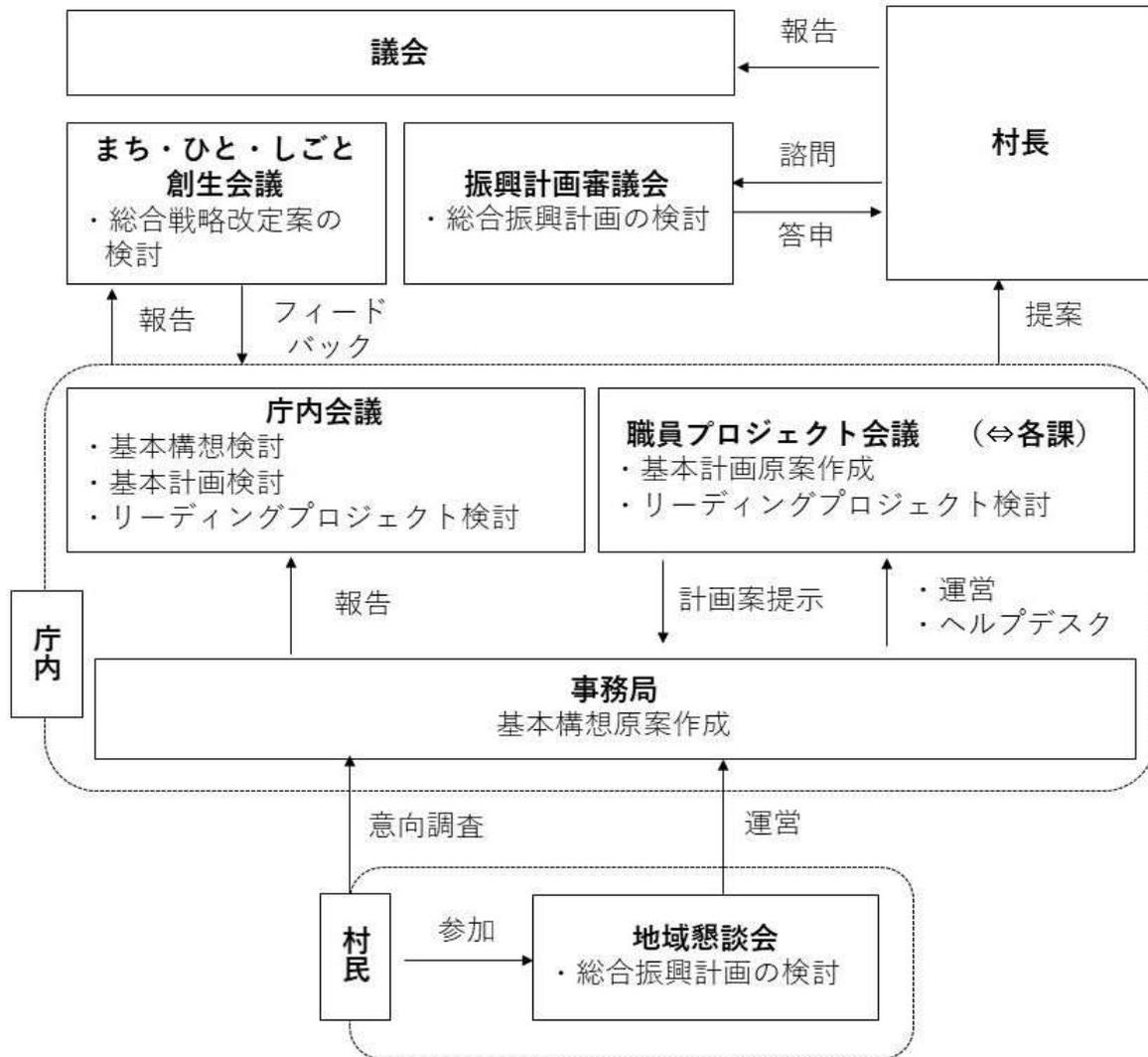
離島である本村を取り巻く社会情勢は、人口減少、少子高齢化の伸展、雇用環境の低迷、産業構造や雇用形態の変化等多くの課題を抱えておりますが、基本計画に記載されている施策を着実に推進していただきたい。

そのために、村民と総合計画を共有し、自然環境との調和、特色ある文化や歴史を守り、本村らしい村民との協働のむらづくりのあり方の構築を図るとともに、あらゆる機会や手法を通じて総合計画の周知と村政の情報公開を積極的に推進していただきたい。

また、幼児から高齢者まで安心・安全な環境の中で、快適な生活が営まれるよう、更なる地域医療体制の充実と福祉施策を展開していただきたい。

豊富な地域資源を有効活用し、農業、漁業、商工業、観光などの振興と各分野の連携と活性化を促進させ、安定的な雇用の確保、定住環境の整備など長期的な視野に立ち、景観に配慮した適正かつ計画的な土地利用を推進し、伊江島らしい魅力あるむらづくりを推進していただきたい。

伊江村第5次総合計画策定フロー



伊江村第5次総合計画

発行 伊江村／令和3年4月
編集 伊江村 政策調整室

